

第八十回国会 農林水産委員会 議 録 第十五号

昭和五十二年四月七日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 今井 勇君

理事 菅波 茂君

理事 美濃 政市君

理事 稲富 稔人君

理事 愛野興一郎君

理事 久野 忠治君

理事 羽田野忠文君

理事 森田 欽二君

理事 岡田 利春君

理事 新盛 辰雄君

理事 馬場 昇君

理事 野村 光雄君

理事 神田 厚君

理事 菊池福治郎君

理事 片岡 清一君

理事 竹内 猛君

理事 瀬野榮次郎君

加藤 紘一君

玉沢徳一郎君

福島 謙二君

小川 国彦君

柴田 健治君

野坂 浩賢君

武田 一夫君

吉浦 忠治君

津川 武一君

出席政府委員

農林政務次官 羽田 孜君

農林大臣官房長 澤邊 守君

農林省農林経済局長 今村 宣夫君

農林省構造改善局長 森 整治君

農林省農畜園芸局長 堀川 春彦君

農林省畜産局長 大場 敏彦君

農林水産技術会 下浦 静平君

農林水産技術会 議事務局局長

委員外の出席者

文部省初等中等教育局職業教育課長 久保庭信一君

農林大臣官房審議官 石田 徳君

農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

本日の会議に付した案件

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

菅波委員長代理 これより会議を開きます。

委員長の指名により、私が委員長職務を行います。

農業改良助長法の一部を改正する法律案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、この提案された二法に対して幾つかの質問をしたいと思いますが、第一に、農林大臣が本来出席すべきところを日ソ漁業問題の關係から大臣が座をはずしているということとばかり残念であるし、これは大臣から直接に答弁をとらなければならぬ点が幾つかあるにもかかわらず、大臣がおられないままあえてこの質問をしなければならぬというところはまことに遺憾なことだと思います。したがって、最終的にこの法案を処理する段階では、やはり大臣に答弁を求めなければならぬ点があることを前提にしていますから質問をします。

戦後の日本の農政の中で、農地法、農業協同組合法、農業災害補償法と並んで、今度改正をされる農業改良助長法は非常に特徴がある重要な法律だと思ひます。この法律は、昭和二十三年七月十五日に施行以来、今回で六回目の改正をするわけでありまして、この農業改良普及事業並びに生活改善の普及事業の任務というものはますます重大だ、こういうふうに私は考へてゐるわけです。

いうのは、日本の食糧自給率というものが大変低下をして、そして農村が崩壊をし、農家が崩壊をし、人間の体までむしばまれていくというような状態の中で、この改良普及事業なり生活改善事業というものが意外に軽視をされてゐる傾向にあるんじゃないか。こういうことで、これは後でその事実を幾つか取り上げるわけですが、この段階でこの重要な任務に対して、関係者としてはもう一度この任務の再確認をしてもらいたい。まず、その任務の再確認から私は質問をします。

○羽田政府委員 先生から御指摘がございましたように、いま農業を取り巻きます環境というのは非常に厳しいものがあるわけがございます。そういった中にあるにもかかわらず、私も農業政策というものをこれから進めていくに当たりましては、これは要約して申し上げますと、国民に対して食糧の安定的供給と農業従事者の福祉の向上にあるというふうなことを考へております。これは農政の一つの目標だと思ひます。この目標を達成していくために、今日のこの厳しい農業を取り巻きます環境の中にあつて、私どもはこの普及事業というものをより助長していかなければならぬというふうに考へております。このための政策、手段としまして、法律制度のほかは補助、奨励あるいは金融措置などの手段がございますが、普及事業は改良普及員の持つ各種の機能、いわゆる情報提供機能、コンサルタント機能、教育的機能、組織化機能、農民と行政との媒介機能などを十分生かし、直接農民に接して農民の能力開発や意識づくりなどの指導活動を行い、農民の自主的な農業及び生活改善を側面から促進、援助することによりまして農政の目的を達成しようとするものでありまして、農政の重要な部分であるというふうに位置づけしておるところでございます。特に、いままで基盤整備等のハードの面を非常に進めておるわけござ

いますけれども、このソフトの面における普及活動というものは一層重要性を帯びておるというふうに、先生の御指摘のとおり認識しております。

○竹内(猛)委員 大変重要な位置づけをされたことは結構だと思ひし、またそうでなければならぬというぐあいに考へておりますが、そこで、二十三年に本法が施行されて以来今日までに五回の改正が行われ、今度は六回目という形になるわけですが、この三十八年の改正に際して附帯決議がついてゐる。「農林水産普及事業の総合的かつ効率的な運用をはかるため、農業、林業、水産業、蚕糸、開拓部門別に制度化されてゐる技術、経営指導及び生活改善指導の体制を整備することとに、試験研究機関との有機的連けを図りうるよう検討すること。また、農協等農林漁業団体の技術指導との關係についても、技術連絡協議会を活用する等」云々、こういうふうな、研究機関と普及それから各種關係団体との連携という問題について、私の承知する限りは必ずしもうまくいっていないと思ひます。特に研究機関と普及機關との間は、農林省においても実は研究部門と普及部門とは分離をされてゐる。末端においても農協の技術員あるいは普及員との關係が必ずしも一体になつてゐると思ひえないような状態がある。これをもっと総合性を持たせ集中的にできないものかどうか、この点はどうか。

○堀川政府委員 前回改正の際の附帯決議に触れてお尋ねでございますが、特に研究部門と普及部門が、組織としては分かれておるわけでございますが、農林省におきましても試験研究部門につきましては、国の農政の方向に即しまして、かつ長期的な視点に立つて試験研究の効率的な推進を

いうものは自分の決めたことを十分にやらないうようなことを農村で宣伝する以外にないやないか。そうして今度は世論を盛り上げていこうとばかりやれ、閣議の決定どおりやれというふうに言わざるを得ない。ぼくらは人間をやさすことがそんなに大事じゃないと思うけれども、少なくとも一町村に一名ということを開議で決定してある。四十一年に決めた。それが逆に減っていくわけなんだから、そんなばかな話はないでしよう。こういうことを現に問題点として指摘をする。

その次に、農業改良普及員なり生活改良普及員の活動というものは、その町村の数なのか、面積なのか、どういふものがこの対象になって配置されているのかということですね。つまり、特に農業改良普及員の場合には、それは確かにわが茨城県を見て九十二の市町村に三百十四名いる。しかし生活改善の場合には、九十二の市町村に五十四名しかいない。そうなることでも活動の町村を担当する、そういうことでどうも活動の範囲と任務というのに対して、何としても理解ができないところがある、この辺はどうなんですか。

○堀川政府委員 ただいま先生の御指摘になりましたのは、市町村の数と、それから具体的に各都道府県で配属をしておきますところの普及員の数との対比をおっしゃったのだと思います。

そこで、その問題に関連します問題としては、普及職員の前算上の定数についての配分という問題があるわけでございます。この配分は都道府県と、それから私も農林省との間の共同農業普及事業として進めておられるわけでございます。その相互の間の協議によりまして決まっております。そういう姿になっておられるわけでございます。それで都道府県の前算上の定数の配分が決まる。そこで、この際現実に前算定数をどういふように配分しているかということにつきましては、多分にいままでの経緯、歴史的な沿革によるものが大きく作用しておられるわけでございます。私も改良助長

法の規定によりまして、十六条の二の規定に都道府県別の割り当てをする場合の基準というのが書いてございます。その際に農業の人口別、耕地面積別のほか、市町村数別という配分基準があるわけでございます。全体を十といたしますと、二割というふうなウエートを持つ配分を市町村の数にかかわらしていただこうということでございます。しかし総体の県の定数の枠というものが、多分その県のいろいろの事情というものが左右された歴史的な沿革も持っておりますので、一普及員当たり何町村を持つのかということ比べてみると、県によりましてそれぞれ違いが出てくるというところがございます。これは一普及員当たり何町村が適当であるというふうにもなかなか決めかねる問題でありまして、私もいたしましても、適正な配分とは何であるかということ、従来も研究してまいっておりますが、今後とも検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

○竹内(猛)委員 これは配置の表を見ると、各自自治体ごとに、都道府県ごとに全くならばらだ。農業改良普及員にしても、生活改良普及員にしても、それに対して論理性がないです。それを認めますね。論理性がないでしよう。

○堀川政府委員 一定の画一的な基準というものに照らしての意味でございますれば、論理性がないというふうなことは言えようかと思ひます。

○竹内(猛)委員 率直に認めて結構ですが、そういうふうに正直に認めてもらって、そうして農業の重大性から言つて、どうしてもこれは大臣が来ないと話にならないことがたくさんあるのだが、何とかして、これはもともとと末端の普及員が安心をしてやれるようにしなければなりません。年齢はどうです。年齢の老齢化というものはどうなっていますか。

○堀川政府委員 御指摘のとおり、老齢化等が進んでおるといふことは、他の職員の場合にも見られることでございますが、普及員の場合に四十歳以上の方が、特に農業改良の普及員の方に多い。

ウエートが非常に大きくなってきておるといふことは言えると思うわけでありまして。

○竹内(猛)委員 日本の農業の老齢化と同じように、改良普及員も老齢化したというの、あとの補給がないからです。どんどんやめさせる方だけ一生懸命やつて、あと補給しなければ老齢化するのはいくらもありません。こんなことをしていれば日本の農業は衰えていくと同じように、普及事業も衰えていってしまう。だからこれを補給しなければだめです。これは自民党の皆さんもすっかりやってもらわなければまずいですよ。われわれだけ叫んでもだめです。

国家公務員の定数の管理計画に準じて普及員の予算定数に云々ということをおき局長が言われたが、教育者や警察官や保健婦等はそれから除外をされていると聞いているし、事実そうですね。今後閣議の決定に当たって、普及職員を削減の対象外として予算定数確保を図るべきだ。これはすでに四十一年にちゃんと閣議で決めていることなんだ。そうしていま年齢がだんだん衰えていって、町村は合併はしても、区域は違つても、地域というものは変わりがなくて、区域は広いわけだから、町村の数が減るうとふえようと、日本の土地全体は輸出も輸入もできないのです。だから担当範囲はますます広がるばかり。そうなる仕事はどうしても難になるし、おろそかにならざるを得ない。こういうことだから、この点をどうしても再検討してもらわなければならないこと、この法案の改正の中で、これを運用する、仕事をやる農業改良普及員、生活改良普及員の数、位置というのについては大事だから、これは職務官から、なお一層努力することについて、明確な答弁をもらつと同時に、大臣にこれは最後に詰めたと思う。

○堀川政府委員 私どもも、閣議の決定というのに対して、特別の工夫をこらし、特別の理由をもつてでなければ、これを政府の一機関として考えます場合にはなかなかむずかしいということでございます。ただ、普及活動の質が低下すると

いうことを極力避けるために、私も農村の実態というものをよく念頭に置いて普及活動のあり方を、たとえば集団的な農家のグループを対象として指導することを強化するとか、これは生活改善でも同じでございます。グループ育成を中心とした生活改善の普及体制をとる、あるいは状況によりまして濃密指導地区というものを設定をいたしまして、そこを重点にグループ育成その他の方式によりまして適切な指導を加え、その結果がその他の地域にも及ぶというふうな活動方式をできるだけ工夫して、それと機動力の整備とを組み合わせる普及の質が低下をしないように努力をしたと思つておるところでございます。

○竹内(猛)委員 この法が制定されてから今日までの歴史を見ると、食糧難の時代には、二十三年から三十二年までは小地域制で数がかなりあつた。その次に、今度は農業基本法ができてきて農業を切り捨てようということを考えてくると、三十三年から三十九年、これは中地域制になった。なおこれを減らすことを合理化するためには四十年から現在まで広地域制という形でこれを理屈をつけている。これは人間を削減するためにうまい理屈をつけたものだ、こういうふうにも思ふけれども、こういうことがよくない。その人間を減らすことを合理化するのではなくて、やはり農業を大事にする、農民を粗末にしないということなら、そこに重点を置けばますます地域の活動なり地域の指導なり、そこに物と人と機材を持ち込むというのにはこれは当然じゃないですか。そのためには実態金を惜しんではいけないじゃないですか。

今度のように、ソ連からあんなに十二海里だ、二百海里だ、言いたいことを言われ、やりたいことをやられては、これに對してちつとも政府が強腰でこれに對応できない。あるいは今度は石油でやられるかもしれない。福田総理が資源がないと言っている。その資源を大事にし、確保し、生産をする農民とそれを直結する改良普及員なり、その仕事をする、健康を守る生活改良普及

ね、これは。筋が通つていると思いますか。

○羽田政府委員　いま先生が先ほど来お話がございました件につきまして、これは閣議決定というんじやなくて、閣議の報告だったというふうにいまだ私も報告を聞いておるわけでございますけれども、いづれにしましても一番初めにもお答えいたしましたように、この新しい時代の農業というものを取り巻きます非常に厳しいものがございまして。そういう中にあるまして、いままでのような、ただ技術的な問題だけではなくてソフトの面というのは非常に重要になってきておるわけでございまして、私もこの点を十分踏まえてまゐる。

十分な活動ができるような体制、これを今後とも
つくり上げていきたいというふうに思います。

○竹内(猛)委員 これ以上言ったところで大臣じ
やないのだから、だから大臣が出なければよくは

質問しないと言つたけれども、これもしょうがない。まあいろいろな日程上やむを得ないからやるけれども、それはおかしいですよ、本当に。こんなもの、小学校の一年生が聞いたつておかしいと言ふよ。四十一年に一町村一名を決めて、五十年には報告であらうと何であらうと、重要だからこれを大事にすると言つて、そして今度は何年か先には人を減らすという。だつて人と物と錢がなかばつたら動きがとれないじゃないか、観念ばかりであつたつて。世の中理想主義じゃ動けないのだ。これは大臣にこの次のときやります。

次の問題は、農林省の統計調査の報告による。

と、農家における婦人労働力の占める比率というものは昭和四十年に六〇・四％あったものが昭和五十年には六二・四％と男性の三七・六％を大きく引き離している。これを見ると、どうしても生計改善普及事業というものは非常に重要なんだ。つまり女性の労働力というものが日本農業のある意味においては甚幹的な労働力にもなっていると。言っても過言でないぐらいになっているのです。

それにもかかわらず、今度はそれをどんどん減らすというのだが、そういうふうに減らせば、それは自民党の政府がやることだから私たちは大いに

農村に行つて宣伝するけれども、余りきれいな話ばかりしてもだめなんですよ、この辺で閣議の決定なり何なりというものはしつかり守つてやりました、それでもできなかったらどうするか、こういうことにならなければいけない。どうです、これは政務次官だ、答弁するのは。

○羽田政府委員 先ほどから申し上げておりますように、農村を取り巻く環境というものは非常に厳しいものがございます。それと同時にいま先生から御指摘がございましたとおり、近年一層婦人の農村において占める役割りというのは大きくなつておりますし、また農業就労人口の中で婦人が占める割合というものは非常に高くなつておる現状であります。また、それと同時にその御婦人方は各家庭にあつて生活を守る一番の中心でもあるわけでございます。一層われわれは普及事業の中で皆様方が健康の面でもある仕事で働く面におきまして、働きやすい環境づくり、このために普及事業というものは一層働いてまいりたいというふうに思つております。

○竹内(猛)委員 この問題も定数の問題やあるいは機動力の問題や財政の問題と不可分の関係にあるから、今後の農業というものを考えるときにこういう大事な問題に対してもっと真剣に取り組んでもらわなければだめだということをつけ加えて次に移ります。

さらに資料によりますと、基幹的農業従事者、つまりこの法律のねらいは従来の改良普及員に後継者の教育をする資格を与えるというところが一つのポイントになつてゐる。なおいままでの補助金を分担金という形に改めて出そうということにもなつてゐるが、それでは一体その対象になる農村の年齢構成はどうなんだというところになる、こういうことでしょうか。これは昭和四十年ですが、十六歳から十九歳までが二%あった。二十歳から二十九歳までが一・二%、三十歳から三十九歳までが二・四%、四十歳以上が六〇・六%であつたものが、十一年後の昭和五十一年では、十六歳から十九歳が〇・四%で一・六%減つた。二十

歳から二十九歳は八・一%でこれまた四・八%減つてゐる。三十歳から三十九歳は一四・九%と九・六%の減であり、四十歳以上は七六・六%と、一六%も増加している。この傾向は一体農村の中で好ましい傾向だと思ふのか思ふないのか。これは政務次官どうです、いまの傾向は。

○羽田政府委員 いま先生のお話しのとおりそのようにいま推移をしておるわけでございます。やはりこれからの農業というものを考えましたときに決して好ましい傾向ではございません。

○竹内(猛)委員 正直に認めたまはいいけれども、それならばどうするかという、つまり日本の農村は病氣にかかつてゐるんだ。大病なんだよ、これは。その病氣にかかつてゐる実態がこうなんだ。この病氣にかかつてゐる日本の農業を健康なものにしていくというのがつまり農林省の仕事であり、その仕事の重要な任務が農業改良普及員であり生活改良普及員でしょう。そういうことを考えるときに、なおそれでも人間を減らそうじやないか、こういうことで、予算も削ろうじやないか、おかしいじやないの、それは。だれが考えたつておかしいよ、これは。おかしいと思ふないかね、どうです。

○堀川政府委員 確かに若年層の農業の基幹的従事者が比率として少ないというところはお説のとおりでございます。したがういふことは、一番重要なのは、農業をやろうという若い方にできるだけ農業に円滑につけてもらふということをやることがあるというところから、今回の法律改正もそういう考へ方の一環として出てきたものでございます。もとより、これだけで若年層の農業の後継者を農業内部にどんな獲得をしていく、あるいは維持をしていくというところは困難でございます。他の施策の強力な展開と相まってこういうこともやつてまいりたい。そういうことによつてできるだけ年齢構成におきましても比較的若い方が農業を担う中心になるという姿を将来の姿としてできるだけ実現をしたいという気持ちでございます。

○竹内(猛)委員 この問題も重要な問題だから、

やっぱり重症にかかつてゐる日本の農業というものを健康な体にするためには若い血液と、その若い血液によつてふるい立つような展望が与えられなければだめだ。

ここに私の地域で「独立農業青年の会」というのがある。農業をやつていこうという後継者だ。この法案でいふ、皆さんのあれが教育すべき対象になる者がいまの農政について何と言つてゐるか。いまちよつとこのところを長いけれども読んで皆さんに全部聞いてもらつて、本当にこの青年の言うことがうそなのか、いやあればうそだというなら、その青年と直接話をしてみたい。こゝろに思つてゐる。これは「独立農業青年の会」といふ、青年ですよ、後継者ですよ、霞ヶ浦の周辺にゐる若い二十代の人たちの会です。

「現在の農政は農業をだめにするだけでなく、農民の考える力、自主性をマヒさせたりして精神的なものまでダメにしている。農業基本法・総合農政をはじめとして、殆んど施策は資本の資本による資本のための農政であつた。資本が農業・農民から求めてゐるものは、一貫して水と土地と労働力、そして安い原料(農産物)であり、出来た製品(原価は秘密)を一方向的な宣伝力によつて高く買わせる販売対象でしかない。昭和三十一年に千四百五十万人の農業人口は昭和五十年に七百九十万人となつた。六百六十万人の減で、更に七十九万人の七〇%が六十歳以上の老人である。後継ぎのない職業ほど未来に望みはない。子に託そうとしても子はいない。腰がまがつても一家の主人公として働かねば生活が出来ない。兼業は一段と増加し、出稼労働者の悪化にもかかわらず、生木を裂くような妻子との別れを我慢して日常化している。事故、労働災害、職業病も増加している。どのような形態の農業経営でもたがいの農民は異常な体で病氣をもつて働いてゐる。この報告もある。しかし明日の生活労働の忙しさから無理をし一そう病氣を慢性化させて働く。医療も厚生連がありながら農民のための医療とは

程遠い採算主義になつてゐる。土地は優良農地一〇〇万haがつぶれて大半は大資本が買いしめてゐる。云々。こういうことで、その次に、「農民一人一日当りの自家労働三千五百八十円で製造業常用労働者五人規模以上平均一日当り現金給与額は六千六百七十円で半分でありその差は拡大してゐる。農民の労働が低く見積られてゐる証拠でもある。」ということ、ここに価格問題が出てきております。

それからずっと飛びまして、「誰よりも農民を愛す」、その「農民を愛す」総理の下での五十二年度予算中、農林予算は一〇%以下に低下してゐる。加害者と被害者を同列にして協調と連帯を説いてゐる。」福田総理ナンセンス、こういうふうに書いてゐる。

さらに、この法案に関連するところでは、この青年たちは「農業の協同化をテーマにした『東ドイツの協同農業』『新利根開拓の協同農場』の二本を放映した。参加した人達の意見は、一致して皆感動し、可能ならば是非協同化の道を行きたいという意見であつた。この試みは、地域の人達へも呼びかけての映画会であつたので多数の参加者があり、いろいろの人の感想や意見が出て、班内の映画会とはまた趣を異にした非常に有意義な学習となつた。」ということであるわけですが、これが農村青年のまとまつた一つの意見です。この意見に対して、もっともだと思ふのか、これは誤りだと思ふ向きがあるのか、どうです。

○羽田政府委員 純情な、純真な青年たちの考えの中にそういった考えというものが現実にあるというところを私も承知いたしております。ただ、高度経済成長という中にありましてこういった風潮というものが生まれ、そして農村から若い人たちが流出していったという現状がございまして、しかし、やはり高度経済成長から低成長、そして安定成長に移行して今日、改めて農業というものに對して本當にこれをやつていかなければならぬという青年が徐々にまた芽生えつつあるんじゃないかというふうに認識しておるわけであ

ります。

それと同時に、かつてはあの高度経済成長の中にあつて、ほかの職種と比較した場合には、やはり耕地面積が狭い国土で一層多くの方が従事しておつたということで、狭かつたのじやなからうかと思ひます。そんな中で、だんだん農業に對してもう一度考え直す人がふえたと同時に、規模そのものも徐々にふえつつあるんじゃないやうかというふうな考へておられます。

いづれにいたしましても、農業がやはり国の基本になるという考へ方はいまだに変わらない不変の事実であるわけでございまして、そういうものを踏まえながら、私どもも、本當に農業に對しむ方々が希望を持っていそしめるような農業というものを確立するためにこれから施策を進めてまいりたいというふうに考へます。

○竹内(猛)委員 希望と期待はいけれども、現実にはいまいに労働力が婦人化し、しかも若い労働力が減つて年寄りがふえている。こういうような状態の中で霞ヶ浦の周辺で働いている、レンコンやあるいは水田や野菜をつくっている農村の青年の叫びというものは、これはそのまま正直に受け取つてそれに対する対応をしてもらわなければいけないと思ひます。その中にあるものが、一つはさつき言つた価格の問題でしょう。その価格については、もう畜産物の価格を決めるときに大議論をした問題であります。この問題についてもなお議論をしたいし、農業改良普及員が最末端で、農家の庭先であれをやりなさい、これをやりなさい、米をつくりなさい、構造改善事業をやりなさいあるいは土づくりをやれ、こういうふうないろいろな指導している。では、そこへ何を植えてどうしたら一体所得になるのかということを開かれるときに、これは大変迷ふと思ひます。それは日本の農政の中に、一貫した計画的なあるいは段階的なビジョンというものがやはり欠けているのじやないか。あるときには米をつくれと言つて稲作の問題に集中的にやつた。ところが、今度は米をつくつていふうちに減反、こういうふう

になつてきた。そして今度は、せっかく指導したものにやめろということと同じ普及員が言わざるを得ない。農家では最も収入が安定しているといわれた米をやめろということとは、自分のかわいしい子供に自殺をしろと言ふことと同じぐらひに悲しいことなんです。それならば、米にかわるべきものに對して、喜んでそれに転作をし、移るためには、重要な農産物には同じような価格の支えがなければいけないのじやないか。ところが、価格の決定方式というものは作目ごとにばらばらなんです。だから、農業に對して本當に真剣な農村青年なり跡取りが中央の指導についていけないというところがある、こういうことだと思ひます。

農業政策についてはもう時間がないから余りものを言う機会がないが、そこで、改良普及員のいる事務所という問題について、現地の声は合同庁舎の一角に普及事務所があるということについては余り好ましくないと言つてゐる。何とか自分たちは農民の自主的な創意的な意見を集中的に集めてこれを農政に反映していきたい、そのためにはやはりこの事務所は青少年センターとかあるいは農業者大学とかそういうところで、土足で農民がもつと自由に入れるようなところでなければ本當の農民の気持ちはくみ取れない、こういうことも言うわけだ。茨城県の場合は必ずしも合同庁舎だけにあるわけじやない。石岡においては石岡管農センターの横に改良普及事務所があるいは岩井市においては農業者大学と一緒に普及事務所があるから、これは一つのいい方向だと思ひけれども、そういうことについての統一した指導なりあるいは考へ方というものは出されてゐるのか。それは勝手にやれと言つてゐるのかどうか。

○堀川政府委員 先生御指摘のように、合同庁舎に改良普及所が入つておるというものが全国で半分をやや超えたところという事になつております。それから、独立庁舎を持つておりますのが四割強でございます。残りはその他ということになつておるわけでございますが、私どもも、できれ

ば独立庁舎で、しかもその位置なりそれから構造等、普及事業の中枢を占める改良普及員の詰める場所として適切なものであつてほしいということと思つておりますが、合同庁舎であつては困るか、そういうことは具体的に申しておらないわけでございます。

〔普及委員長代理退席、片岡委員長代理着席〕

そういうことから、合同庁舎で、たとえばその普及員の方々の詰める場所が一階じやなくて三階にあるというふうなことになるかと、とかく農家の方も入りにくいとかいうふうなこともございまして、私ども、この辺はできるだけ私どもの先ほど申しましたような気持ちで、調査整備等の段階で都道府県が可能なものならばくんで実現してもらいたいというふうに思つておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 もう大体時間が来たやうですが、補助金という問題について、これは再検討しなければならぬ。補助金はためになる補助金とたまたまならない補助金がある。そんなことを言うのと、何を言つてゐるのだ、こういうふうな言われりかもしれないけれども、實際最末端に届いて、農家がなるほどと言つて喜ぶ補助金もあります。しかし、補助金は中央から出ているけれども、それが砂の中に水をかけたやうに途中で消えてしまふものもあるわけだ。その補助金の問題についてはいずれ別な段階で議論をしなければならぬと思つていますが、私は、補助金を全部やめろなんというそんな暴言を言うつもりはない。

そこで、最近補助金は農民の主体性、自主性を喪失させる、そして依存性を強めて中央における権力の支配が補助金を通じてますます強化される、こういう形で、これは改良普及員から言われいるわけじやないが、最末端の農業をよくし、農民の声を聞こうとすれば、中央の政策とかなり相反するようなことを言う者もいるかもしれない、そういう声も率直に聞く必要があるだろう。農林省がよく宣伝をしてゐる静岡県の豊岡村は、

まさに補助金の行政から融資によつて村づくりをしてゐる模範的な村だと言われているが、ああいうように金融問題でもちゃんと融資でやれるやうな方向をとつてゐるところもある。それを見ると、やはり補助金を中心として中央に依存をする農政、そういうところは官導民導というやうな考へ方も生まれてきて、常に中央に從属するやう、自主的な、創意的な農民の魂をゆすぶつてしまふところもあるわけだから、この補助金問題についてちよつと考へ方を聞かしてもらいたいと思ひます。

○澤邊政府委員 農林予算の中で補助金のウエイトが非常に高くて、その補助金行政についてたまたま御指摘のやうに農家の依頼心を高めるとかあるいは零細であつてその執行についてはいろいろ問題が多いという点につきましては、われわれも十分自覚しております。自戒をいたしまして適正な補助金行政の執行に努力をしていきたいと考へております。私どもの考へたしましては、農業基盤整備だとかあるいは集出荷施設等の社会資本的な投資につきましては、これは国がかなり積極的に援助をしていくべきである。また集団的な利用とかあるいは共同利用の機械等先駆的なものにつきましては、補助金行政という中で援助をしていくことが今後とも必要であると思つておりますが、個別農家に対する補助はできるだけ融資に切りかえていくことによりまして、必要な資金の援助という点によりまして自主性を高めていくという方向で対処していきたいと考へております。

また、角度を若干変えますけれども、零細補助金、使途について余り上から規制の強い補助体系をできるだけは正すという意味におきまして、総合助成的なやり方で、現地の実情に応じて農家なり農業団体を選挙できるやうな補助体系にウェイトを置いていくやうな配慮も加えながら是正をしておるわけでございますが、今後とも御指摘の点につきましては十分念頭に置きまして適正な運営に努めてまいりたいと考へております。

○竹内(猛)委員 最後に一点だけ指摘をして終わりますが、何といつても大臣が答弁をしなければならぬことばかりいまままで申し上げてきまして、これは整理をして、そして次には明快な答えができるように準備をしておきたいと思ひます。

私は、農業改良普及員の仕事なりあるいは生活改良普及員の任務というものは、この段階で非常に大きなものがあるというのを最初に確認をした。そして、やはりこれは、自主的で創造的な農政、それを担う後継者が生まれる、こういう農村でなければならぬ。後継者というものは、後継者そのものではないので、農村に魅力がなければ農民は残らない。幾ら後継者に金をやったら、百万円貸したから、二百万円くれたから、そんなことで残るほど農村の若い者は律儀的じゃない。いまは、金は金、自分のことは自分のことで、どこへも行ってしまう。行つたつて別に罰せられるわけじゃないのだからね。そういうようなことではなくて、農村に残つてやりたいという農業者にしていく。そのためには、いままで農村の中にある、依然として官尊民卑という考え方があつた、それを、官民一体という方向にもつて行くためには、そこに信頼関係がなければだめだ。信頼関係をつなぐものは何か。一遍決めたことをどんどんひっくり返すようなことではなくて、決めたことは守る。やめるときには、なぜやめるかということをはっきり示さなければ、これは皆納得しないわけですよ。こういうことでまず農政の根本の問題がある。

それから予算の編成の場合でも、補助金制度から価格決定や何かに至るまで、交付金なりあるいは金融でできるような農業というものが必要であり、農民の自主的なものをやはり育成をしていく。そのためには、農民の生産費の補償されるような農畜産物の価格体系というものができてくればいけない。だから、われわれは、政治は生産農民が安心して生産をしやす生活環境、生産環境、価格決定のあり方あるいは国際的な農業と

の関連、こういうようなことを整えて、そしてこういうふうになつたから若い農村青年に農村に残つてもらつて、そして一億一千三百万人の国民の食糧を生産する意欲と勇気を与えるような、そういう農村の環境づくりに努力をし、それをつなぐものとして生活改良普及員があり農業改良普及員があるはずだ、こういうぐあいに位置づけをしてもらいたい。

こういうことを要望して、ひとまず私の質問を終わりますが、これで終わつたわけじゃないですよ。これから本当ですからね、どうぞひとつ……。

○片岡委員長代理 次は、野坂浩賢君。

○野坂委員 いま、後継者に農業に対する魅力と勇気を与えよという最終的な意見が述べられたわけでありすが、私は、この農業改良助長法の一部を改正する法律案に基づいて、いまお話をあつた後継者の問題を最初に取り上げて、政府の見解をたししたいと思ひます。

農業後継者の育成の問題については、さらに前進をさせていく、そういう意味でこの法案も提出をされておるわけでありすが、どの程度これからの後継者というものを育成をしていくという考え方であるのか、まず伺いたいと思ひます。

○堀川政府委員 農業後継者として一般にどの程度の人数がどの程度の質の人として必要かということについては、これは具体的にさういふものは持つておりませんが、私ども、できるだけ優秀な後継者を育成、確保するという観点から、今回御提案申し上げております改良助長法の規定によりまして、農民の研修施設を整備し、そこで教育研修をする者の数としては大体四十三校の整備を目標といたしておりますが、一年にそこから出てこられる方が三千人から四千人という規模の整備をまづ当面の整備目標といたしたいというふうに思つておるわけでございます。

○野坂委員 いま局長からお話をいただきましたように、仮称でありますから、県の農業者大学校とでも言いますか、この教育施設の現状は、四十三校あつて、入学の定員というのは四千四百四十

名、こういうふうに承知しております。これに対して実際の在籍人員というものは四千三百三十九名と私は承知をしております。そういう実態を見て、定員に満たないという数が出ておるわけでありすが、これについてどうお考えになつておるのだろうか、なぜ定員に満たないのだろうか、この点について伺いたい。

○堀川政府委員 これには種々の原因があるかと思ひます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕
いまやつております教育研修のあり方に十分納得ができないというふうなこともあるかと思ひますが、やはり高校卒業後そこへ行きまして、そこで研修を受けまして直ちに農業へつくということが基本的について諸種の条件が厳しいということが基本的に影響しておるのかというふうに思つておるわけでございます。

○野坂委員 諸種の条件ということでは非常に具体性がなくてよくわかりません。だから、本當の意味の後継者をつくり、教育施設を充実をして、真の後継者を育成するということのために、定員をオーバーするような措置をやはり教育施設は講じなければならぬ。その諸種の条件、こういうものは分析をされて、これから大いに入つていく、こういうふうな体制にしなければならぬわけでありすが、問題点をどういうふうにお考えになつておりますか。

○堀川政府委員 私どもとしては、この新しい研修教育施設におきましては主として高校卒業程度の学力を持つ方に入つていただきまして、おおむね二年度の実地に即した研修を徹底的にやるというところで、しかもその際できるだけ入つてこられる方の希望に即応できますように、たとえば畜産の、酪農なら酪農という部門を将来志したいという方に対しては、相当程度納得できるような技術あるいは経営の方法というふうなものを体得していただく、そういう意味でかなり体系的に、しかも徹底した実践教育をやつていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

いうふうに体系的に整備するにはやはり物的施設でございますとか教師の陣容でございますとか、そういうものに現状ではまだまだ不備なところが多々ございますので、これを充実してまいればかなりよくなる、恐らくその定員を超えるくらいに希望が出てくるようになるだらうというふうに思つておるわけでございます。内部のそういう研修教育体制の充実は今後取り組んでまいりますのでございませう。

○野坂委員 教師陣の整備と設備の充実をことし一年で図れますか。いつできますか、それは。

○堀川政府委員 いままでのこの種の研修施設に對します助成は、設備に対する助成しかございませんでした。今回の考え方立ちまして改良助長法に基づきますところの助成をやつていくわけでございますが、この中には運営費の助成というのがございまして、その中に、できるだけ優秀な指導官、教官の方の手当というものも助成対象にするというところで、できるだけ優秀な人についていただくというものも入つていくわけでございます。そういうものが新たな助成対象となるわけでございます。また、その地域の事情によく通じた適切な体験を持つたりつばな普及員の方に指導官、指導職員にもなつていただくという道を開いておりますので、そういった指導体制の面では今後充実が図られるものというふうに大いに期待しているところでございませう。

○野坂委員 この教育施設を卒業した人の就職率というものは、あなたの方の参考資料によりますと六・二、継続してやつておるために見込みの就職率というものは八・五、こういうことになつておりますね。せっかく意欲に燃えてそういう後継者の教育施設に入校しながらなぜ農業につかないのか、なぜそこにさういふふうになつておるのかということはどうお考えでございますか。

○堀川政府委員 先生いま数字をおっしゃいましたが、そのほかすぐ就職しないですらに研修を深めた上で就職をしたいという気持ちを持つておる

方がおられまして、そういう人を加えますと、五十一一年の場合に見込み就業率といましては、全体として八八・五ということになるわけでございます。しかし、さはさりながら、そこで幾らかの方々が直ちに就業しないわけでございますが、その場合にはそれぞれの研修を受ける方のいろいろの個別事情が左右していると思ひます。

私も別途いろいろ就業をする意思を持つ後継者の方の意識調査というものをやったことがございまして、そういうものの中にも一たん他の職業についた後就業をする、それはまだ経営主であります方が元気で、もうちょっとたつた後に、むしろ跡継ぎとして戻ってくれた方がいいというように希望を、個別の事情でございまして、そういうような家もあるわけでございまして、そういうような個別事情がかなり影響をしておるのではないかと、いふふうにも思ひます。

○野坂委員 あなたは、いま私の質問に対して見込み就業率八八・五だ、こうおっしゃつたのですが、それはそれとおり私も受けとめております。初めからそう言つておられます。このあなたからいただいたのを読み上げたわけですから、私は、親が若いからほかのところに就職をされて、それから帰ってくるんだというのはいささかと思ひます。本気で農業者大学校に入つておいて、それから普通の商社や普通の工場に勤めて、それから農業に帰るというのでは、やはり学校を卒業してからしばらく時間があるものだから、私はそういうふうにとりあえず入つておいてということではないだらうと思ひます。だから、その辺についてはどこに問題があるだらうかということを考えていかなければならぬ、こういうふうに思ひます。

次に、日本の国の耕地面積といふのは、私が承知しておるところでは五百五十万ヘクタールぐらいある。それから農業の就業人口といふのは、いま竹内議員も話しておりましたけれども、専業農家が六十一万六千ある。そして農業の就業人口といふのは、男が二百九十七万五千人、女性の方

が四百九十三万二千人、大体七百九十万人程度いらっしゃるのではないかと。間違つたら指摘をして直していただければ結構であります。そういう現状ですね。いま後継者といふのは、中学校や高等学校を卒業をして農業に従事する方は、五十年間は一人足らずで、今度五十一一年の統計を見ますと一万二千人就業するといふふうに出ておると承知をしております。そういうものと三十年を世帯更生あるいは四十年を世帯更生の時期と考へても、このままでいくと、三十年の場合は三十万人になるのだ、四十年の場合は四十万人になるのだ、これでは七百万人から上る農業就業人口といふものと対比を考へてまいりますと、将来のわが国の農業といふものは一体どういふことになつていくだらうかといふことに非常に疑問を持ち、心配をいたします。

そこで、政務次官は副大臣でありますから、私は農林大臣としてお尋ねをしたいと思います。ありますが、こういう現状を踏まえて、将来の日本の農業に対してどのようにお考えになつておられるのか、いま就業する人たちが一年に一人しかいないといふようなことではどういふうぐあひになつていくだらうか、この点についてはどうお考えでありますか。

○羽田政府委員 ただいま先生から御指摘ございました数というのは新規の学卒者でございまして、そのほか、先ほど局長の方からお話しておりましたように、Uターンですとか、新たにほかの仕事につきながらまた農業を目指してという方々もあるわけでございまして、それを考へますとあれでございまして、しかし、この間国土庁や何かから報告されたものは、何年でございまして、三十数年後も非常に少ない就業人口になるであらう、そのときの食糧を確保しなければならぬ人口といふことが、それが一億三千数百万人といふようなこととございまして、こゝういったものを考へましたときに、私も、あらゆる方策をもちまして本場の農業に従事する方をつくり出していかなければならぬといふふう

考へております。

○野坂委員 御答弁としてはそう言わざるを得ないかもしれませんが、あらゆる方策を考へて就業する人口を確保したいといふお話であります。新規卒業生だけではなしに、Uターンする者もあるし、定年を過ぎてやつてくる人々もあるし、いろいろ意見はあるでしょう。しかし、羽田政務次官や堀川局長が相当のお年になつて田舎へ帰つて百姓すると、物にならぬと思ひます。なまくだらになつておつてすぐには農業に役立たぬというのが実態だらうと私は思ひます。それは、政府が認めておられますように、そういう兼業農家や年とつた方々では自給率の向上といふことにはつながらないのだ、だから、若い青年就業農家といふものをぜひわれわれは確保していかなければならぬ、いつも皆さん方はこうおっしゃつておられるのです。しかし、現実にはそれは正反對な方向といふものがいまあらわれておるといふこの事態を私たちはしっかりと受けとめて対処をしなければならぬ。そのためには、いまもいろいろお話しになりましたが、魅力のある農業にするためにはどうするのだ、どういふうぐあひにしたらいいのかといふことであります。

たとえば、私のところに岩美町というところがあります。この間浜崎という御老人がおいでになりました。私の息子はある電気会社に勤めております。息子の嫁は看護婦をしております。ずいぶん遅く帰つてきます。だから私は息子の嫁の応援をしてやることもできぬ。また息子の仕事を応援してやることもできぬ。まことに残念に思ひます。そこでみんな家内集まつて協議をしました。その結果、いま牛を三十二頭飼つておる。搾乳牛は十七頭おる。一町二反の百姓だ。これで近所にも迷惑がかかるし、公害もあるし、したがって山の方に引つて四町なり五町を耕したい。しかし、話をすればいいけれども、できない。なかなか土地を求めることができぬ。どうしたらいいだらうかといふようなお話であります。また、私は鳥取県であります。大山の香取といふところに開拓地があ

ります。七人の息子を持つておる。若い人たちはみんな百姓をするといふのです。みんな相談をして、一人に一町ずつやるとこの七町が全部つぶれる。一町では百姓ができません。やはり勤めていかなければならぬ。だから、意欲のある人たちはたくさんあるのですけれども、経営の規模の拡大といふことができない。ここに一つの問題点があるわけでありまして、どのようにしたらいいのか。個人と個人との話し合いや取引ではなかなか成立しない。積極的に地方自治体あるいは国なりがそういう政策なり制度を進めて経営規模の拡大をやらなければ、後継者はなかなか確立できぬじゃないか、こういうふうには私は思ひます。そして、他の産業との所得の格差といふものをどうやって縮めていくか、そのことに農林省は全力を挙げていかなければ、何らかの方法で将来の農業を担う者はできるであらうと、なすがままに、経済の動くままに、政策を介入させないで投げておけば一体どうなるかといふことをやれば基本的な心配しながら、そういうことの歯どめと、具体的にその期待にこたへる方策といふものを打ち出してもらわなければ、後継者養成といふのは口ばかりで現実にはできなくなるではないかといふことを私は心配をいたします。その点についての施策なり方策なり具体的な策があるならばお話しをいたしたい、こゝろ思ひます。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

○澤邊政府委員 農業後継者が進んで農業に従事するといふことを促進するためには、基本的には農業に対して将来に希望を持ち意欲を持ち得るといふような展望を後継者自身が持たなければならぬといふことは御指摘のとおりでございまして、そういう意味から言いますと、他産業に従事すると同じような農業所得を将来とも安定的に得られるといふ見通しが客観的にも立ち得るといふことでなければいけないわけでございまして、そのためには御指摘のとおり農業経営の規模を拡大するといふことがどうしても必要にならうかといふふうに私も考へておるわけでございまして。

おきます農業に關します教育の本身は、これは、農業教育審議会の報告も出ておりますけれども、農業教育として基礎的なものに相当重点を置いてゐる、私どもの方はその基礎教育がしつかりでき、おるといふ上に立ちまして、かなり専門的な、つまた実践的な研修をやるということとで、そこよりまく連結するようになしたい。農業高校にきます教育がちよつとどの辺をねらつてゐるからぬというような中途半端なものでございま

昭和五十二年四月七日

と、私どもの研修教育施設でもまた基礎からやり直す、それから応用力のつくような、実践力を持たせるような研修をやるといふのがうまくマッチいたしませんので、その辺は、文部省の基本的な考え方の中には私どもの考えておりますことも十分反映をされておるものと思ひます。産業教育審議会からの御報告の中にも私どもの考え方と合う点が非常に多いわけでございまして、そういう方向で文部省とは今後も十分連絡をとって、学校教育と私どもの研修教育との連結ということを強く考えてまいりたいと思ひます。

○野坂委員 時間がないんですけれども、文部省の方の課長にもう一遍伺ひますが、四十三校というふうな果の農業者大学校がすでにあるわけですか。いまお話がありましたように、基礎的な農業の教育は農業高等学校の教育において充実をする。実践的なこともやっておるということでした。農業者大学校を見られて、いままでも何回となく話し合ったような御答弁が農林省側からありました。あなたの方から見て、入学定員に満たないというふうな現状があるわけですから、どのようなところに問題がある、どのようにしてほしいということ文部省側から農林省側に話されたことがどの程度あつて、内容としてはどのようなお話をされたのか、集約として伺ひたい。

○久保庭説明員 御説明申し上げます。

私、まだ一年になりませんのでございまして、私が参ります以前のことになりますけれども、農林省と協議会を持ちまして検討した経緯がございまして。

それから、先ほどの御説明の中でも申し上げましたけれども、農業はそれぞれ地域性の強い産業でございまして、それぞれの地域に即した形態があるかと存じます。

また、その農業高校の卒業生の進路は、先ほど申し上げましたように、高等学校に定時制の農業特別専攻科というふうなものもございまして、そこで就農しながらさらに学校においての教育を受けるということによって経営力をつけていくとい

うような制度も、文部省としては努力しておるところでございまして、農林省での今回の農業研修教育施設につきましても、農業高校での基礎的な教育の上に、その基礎的な教育の内容を十分把握された上で、継続的に教育を進められるように、これまでも意見を申し上げているところでござい

ます。

○野坂委員 私は、文部省から見て、農業者大学校というものの運営、いわゆる学習と実践的な活動と、そういうものから見て、高等学校の卒業生が入っていないという数字が示されたので、どこに問題があるのか。大学校の問題ではなしに、農業に魅力がない、こういう意味で、高等学校の卒業生は八割程度が他の産業へ従事する、あるいは大学へ行く、こういう結果になっております。だからこの点が問題なんですということを、この農業者大学校をいま充実をするこの時期に具体的に提言をされたものであろう、こう私は思つておるんです。それが、いまの御答弁では、地域性農業が強いもんだから、各県の教育委員会は適当にやっておるんだらう、そういう文部省なのですか、それでは困るから、具体的に何かやりましたかというところをお聞きをしたい、こう言つておるわけ

です。

○久保庭説明員 御説明申し上げます。

高等学校の生徒の意識調査等を伺ひましても、やはり安定した職業、将来への職業の展望というふうなことが非常に関心のあるところでございまして、先ほどから御議論のございまして、農業が魅力ある産業となり、また将来の農村での生活が豊かなものとなる、そういうことがやはり農業者、後継者育成の上での重要な事柄ではなからうかと思つております。

○堀川政府委員 文部省との話し合いなり、これはまた神奈川県、農林省の高等学校とそれから農民研修施設を両省が視察をいたしまして、現場でもいろいろ話を聞き、実地も見たというところの上に立ちまして、私どもの立場から、農業高校教育へは、幾つかございまして、主として、農業

高校に入ってくる生徒に学力差が非常にあるようなのだけれども、これは何とかもう少し縮まるようなことにはならないのか。これは制度の問題ではないかも知れませんが、そういうようなこととか、農業の基礎的な知識、技術をしっかりとつて、変化に対応できるような能力、システムというものを備えるように教育をしていただくことがいいのではないかと。それから研修生に對しまして、私どもの立場から言いますと、たとえば農業簿記というふうなものを教えるわけでございまして、その基礎となる数学等の知識が欠けておつて、もう一遍、ちよつと手取り足取りというふうなことをやらなないとみ込んでいただけないというふうな方も中におるといふようなこともございまして、そういう意味からいたしまして、基礎的な問題を、これは数学といったからすぐ農業というわけでもございせんが、やつていただきたいというふうなことを申したわけでございまして。

一方、文部省の方から私どもの方への期待と申します。御注文というところで承つておりますのは、農業高校教育を全くこの研修施設で繰返してしまふというふうなことは重複が非常に多いので、できるだけ高校教育の成果の上に立つた、特に専門的分野にある程度重点を置いた研修というようにしてほしいというふうなこと。それから、高校教育の次に連続しまして、間が抜けるといふことなしに、継続して研修をやるといふような形に、研修教育機関の整備なり教育内容を考えてほしいというふうなこと。それから、実践と理論とがつながつて行われておるとは必ずしも言えない、こういう点もありますので、研修教育の内容容については十分考えてほしい。それから、研修生に対する指導教官的な立場にある方、指導職員の方には、これはできるだけ教育的な立場といひますか、そういう立場に立つての研修をおやりいただくようにしていただけたらどうかというふうなこと。それからあとは、職員体制なり施設整備が必ずしも十分でない、そういうところは充実してもらわねばならぬのじゃないか。こういうふう

な点が私どもに對しまする御注文といひますか、そういうことでございまして。

○野坂委員 わかりました。時間がありませんから、文部省は、いま堀川局長があなたの方を代弁して言つておられますが、そのなか、文書で私のところに出していただきたい。お願いしておきます。

それから農業改良普及員の問題についてこれからお尋ねをいたしますが、この普及員の資格で農業者大学校に入りますか。その人たちはいまの改良普及員の中から入れるのか、いま二十名なら二十名の農業者大学校に入る人たちは、その五名なら五名、六名なら六名を改良普及員として規定づけてそこで指導するのか。だから、したがつていまの改良普及員が、たとえば鳥取県では百三十三名であります、プラス五で定員は百三十八ということになるのか百四十ということになるのか、そしてそれが定員となつていくのか、この点。

○堀川政府委員 それはどちらの方法も可能でございまして。どちらでなければならぬというふうに申し上げるつもりはございせん。それから、たとえば今度の研修教育施設になりましたときに、現にそこに普及員の資格を持った方が職員として働いておられる場合に、その方はもちろん普及員の資格を持つておるわけでございまして、普及員として今度は研修教育に当たれるわけでありまして、そういう意味では、予算等との関係で申せばその方々を含めて定数の枠内ということになるわけでございます。

○野坂委員 五十二年一月二十八日の農林事務次官の通達で、「普及職員業務について」という項で「直接農民に接して農業又は農民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導にあたる」等の職務を担当する者として設置されるものであることにかんがみ、普及職員をしてその職務に専念させるようになつてより指導してきてゐるところであるが、今後その職務に専念させることに

は、生活改善の普及事業費も三二%を占めてゐる。農業改良普及事業費の補助率、そういうものから見て、ほとんど補助率というものは三分の二、二分の一、決まった以下で抑えられておる。財政が、財政がと言う前に、地方自治体の財政の方がもつと苦しいのだ。そして、それで足らざるところは農家の皆さんが負担をしていかなければならぬと。そういうなこととどうして日本の農政が進みますか。この補助率は確実に三分の二なり規定されておる程度出してやる、それができなければ大蔵省にもつと厳しく当たっていく、その点についてはどうお考えですか、副大臣である政務次官にお伺いをしたい。

○羽田政府委員　ただいま前段でお話がございましたが、生活費等の問題につきましては、いま局長から

も答弁申し上げましたように、実態がそういつたいろいろな皆さん方の要望がある、また必要というものがある現状というものを認識しておりますので、今後ともよく検討してまいりたいというふうに思います。

なお、三分の二というものを下回っておるといふ御指摘があつたわけでございますけれども、都道府県の給与水準が一般に国に比ばまして高いかと、並びに先ほど御指摘もございましたけれども、近年高齢者が普及員の中に非常にふえてきてゐるという傾向の中で都道府県の持ち出しがそれだけふえざるを得ないということに一番大きな原因があるわけでございます。そういった中で十二年度には都道府県の負担の軽減を図ります。ために従来国庫補助対象でございました公務災害補償費及び共済費等が長期掛金、このつづいたものを

○野坂委員　いまも竹内君からも話があったのすけれども、だんだん改良普及員の皆さんも年とるに従つて、若くはなりませんから、地元のとらには、農家の皆さんは、なれて経験も知識も、富な人たちはえらい人になつて、机の前に座る

昭和五十二年四月七日

まだ若い人たちが出ていくという、そういう点についていろいろな意見を持っております。それで、いまの改良普及員の三分の二の補助で、これは上がったから、もう国よりも高いのだからというようなことではなしに、やはり調べた、五十年ですか、一遍実態に即応して調整をされた。しかし、現実にはこの三等級八号俸というようになことは主任専門技術員だ、あるいは改良普及の所長は三等級の九号俸だというように一応規定はされておりますが、いまの実態に即してもう少しとそれに合わせるようにやはりしなければ、なかなか自治体は年輩の方が若い人たちが入った人たちでも、普及員というのはずっと年齢が上がつておりますから、それに合わせてちよつと変えてもらわなければならぬ。そうしなければ地方自治体はもつと財政が大変だということが一つ。

それからいまも旅費のことなんかは考えてあるということですが、たとえば超過勤務手当なんかにしても、みんなこのごろは打ち切りです。普通の会社に勤めておる労働者なら基準法違反でたがたするところなんです。おまえたちは普及手当があるのだからそれでいいじゃないか、こういふかっこうで押さえて込む。財政が逼迫しておるからという大義名分というか、そういうことを言いがかりに押さえていくということが、普及事業にも非常に支障になってくるから、おおらかに農家の諸君たちと一緒に日本農業を支えていく先兵となつていくような方法をとっていただくように、私は強く要求しておきたいと思ひます。御答弁があれば御答弁を承つて、時間が超過しておりますので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○堀川政府委員 改良普及員に對します手当の問題は、これは一二%ということをやつておるわけでございます。これは昨日も御答弁申し上げましたけれども、私も調査もやつておりました。いろいろ他の職員の方と比べてみまして、私も必ずしも実態的にそれは多少、それよりもあるいは改良普及員の方が有利あるいは改良普及員

が不利というようなのはございます。總じて見ますと、この普及手当を現時点において直ちに改正しなければならぬという結果は出てきていないというのが実情でございます。

それからなお、三分の二までいっていいではないかというお話につきましては、やはりこの普及事業の關係經費の中で一番基本を占めます、ウエートの大きい人件費についての物の考え方でございますが、予算で組んでおりますのは、やはり職種別に一定の号俸というものを設定をいたしまして、その中でやつておるということがございまして、これは各県でそうでなしに運用をしておるというようないふことがございまして、おととのギャップをどう調整するかという問題でございます。したがつて、私はその辺は今後も必要に応じ実態調査をいたしまして、前回五号のグレードアップをしたわけですが、前回五号のいうデータをもとにした対応を今後ともいたしていく考え方をさせていただきます。

○野坂委員 最後に、いまの普及手当はたしか一二%と八%ですから、賃金管理事務所からいろいろと言われているように一六%ということにせひ進めていただきたい。御検討いただきたい。それから改良資金の問題については残念ながら時間がないので、またの機会にぜひ質問をやらしていただくように委員長にもお願いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○片岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします。午後零時三十八分休憩。

午後三時三十分再開

○金子委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員 政府の「総合食糧政策の展開」、この点について最初に、これは政務次官にお尋ねい

たします。

政府が七五年八月に発表した「総合食糧政策の展開」で、私は新しい農政の路線が一応これで出されたのではないかとと思ひますが、その中で私は何点か伺いたいと思ひます。

過去の日本の農政を見てみますと、農業の転換、農政の理念というものが、あるいはまた路線の変更というものが非常に反省と検討がなく行われていたような気がしてなりません。私は、日本の農業の中で、いろいろの事情があつたでしょうけれども、たとえば高度経済成長の中でなぜ日本の農業がこのような破綻されたのか、そしてまた、いま農業がこのような危機に見舞われている事態というのとはどこにその原因があるのか、あるいはまた、日本の農政それ自身が農業を破壊してきた、あるいは崩壊に導いているという、そういう推進力にさへなつていくんじゃないかというふうな、そういう原因究明というものが余りにもなされないままに、いろいろと路線の変更があつたような気がしてなりません。世間で言うネコの目農政とか、あるいはノー政であるというふうな、そういうようなまことに恥づかしいことが言われている日本の農業政策に対して、私は、農林省あるいは政府自身が、どういふ反省とそしてどういふそれに対する対処をもつて、今後の農業政策というものをを行うため、こうした食糧政策への展開というものを入ったか、まずその一点を、これは政務次官にお尋ねいたします。

○羽田政府委員 ただいま御指摘のありましたように、近年、いわゆる高度経済成長という中で、農地の改廃の問題、あるいは若年労働者といひますか、一番の基幹になりますところの農民が流出していったという現実がございまして、そういうこととあわせて、経済成長と一緒に、食糧といふもの、いわゆる食生活といふものも向上してきた。そんな中に、全体的に食糧の自給力といふものが下がってきたのが今日の状態じゃないかというふうな思ひます。そこへもつてまいりました。新たに例の漁業専管水域二百海里というふうな問

題も出てまいりまして、いよいよもつて、食糧を中心としたしまして、農産物に對しても一度私も見直さなければならぬ時代が来ておると思ひます。

こういつた問題を私も踏まえまして、一層わが国の農林漁業の體質、これを強化し、食糧自給力の向上を図つていく、これが私どもがこれから進めていきます基本的な考え方でございます。

○武田委員 政府が七五年八月に発表した「総合食糧政策の展開」その柱となるもの、これは食糧自給度の向上あるいはまた農業生産の増強というものを農政の中心にしようとしておる、こういうふうな伺つておりますが、その点はいかがでございますか。

○羽田政府委員 そのとおりでございます。

○武田委員 それでは、その柱に九つの柱があるように聞いておりますが、その中に農業基盤の整備の促進とか、あるいは麦対策、米対策、いろいろありますが、その中の二、三の点につきましてまずお伺いいたします。

第一番目に、粗飼料生産対策について伺いたいと思ひます。ここでは草地の開発のほか特に水田の裏作、あるいはまた畑への飼料作物の導入、あるいはまた反収の増加の技術の指導、こういう点が特に強調されております。ただ私は、この粗飼料生産対策について非常に問題点あるいは疑問が残されているのじゃないか、こういうふうな考えます。また、農林省は、国内の濃厚飼料の生産対策に對して極端に消極的な感じがするのです。その点どうでしょうか。

○石田説明員 確かに、わが国の飼料の自給度といふのは残念ながら低いわけでございます。その中で濃厚飼料と粗飼料とあるわけで、いま先生のお挙げになりましたのは粗飼料の方でございますが、われわれといたしましては、粗飼料に重点を置きまして、これから飼料の増産を大いに図つていくというふうな考えているわけでございます。

これも、先生方御承知のように、六十年程度の見通しでは、基準でありました四十七年度に比較

いたしまして、粗飼料はTDNで申し上げますと約二倍、数字で申し上げますと、四十七年度が四百七十三万七千トンでございますが、昭和六十年度は九百二十六万九千トン、こういう目標のもとに目下草地開発その他の事業を計画的に進めていくところでございまして、粗飼料の増産は何よりも重視して実施をいたしておるところでございます。

○武田委員 国内生産の濃厚飼料供給量が、これは基準年の一九七二年、昭和四十七年の五百六十二万八千トンに對しまして、昭和六十年、一九八五年に五百八十三万七千トン、これはパーセントにすると三・七%の増加しか見込んでいない。ところが反面、輸入濃厚飼料が、これは同じ時点で九百八十八万八千トンから六十年に至って一千四百七十七万二千トンと、五〇%の増加を見込んでおります。この点の事情を説明していただきたいと思ひます。

○石田説明員 粗飼料の方の自給率の向上というのはかなり高い率を見込んでおるわけでございまして、何分にも、穀類につきましては土地の制約等もございまして、また一方においてはわが国の畜産特に中小家畜、鶏あるいは豚は非常に伸びております。こういうような中小家畜の必要といたします穀類等につきましては、生産が国内ではなかなか追いつかないということもございまして、これは現実問題として外国からかなりの量を入れざるを得ないということで、この量が先生お挙げになったように伸びていくわけでございまして。

○武田委員 そういふ状況ですが、私はそれだけではないと思ひます。その姿勢の問題だと思ひます。というのは、七五年に農政審議会が今後の食糧政策の基本方向なる建議を総理大臣に出しておられますけれども、その中で濃厚飼料につきましてこういふふうに言っているのです。「飼料穀物、とくにとうもろこし、こりやんは、①より有利な他の畑作物との競合関係にあること、②風土等の制約があるほか、とくに大型機械化体系に

よる大規模栽培に適した作物であること等からみて、国内自給力の向上を図ることは、困難な面が多いが、これらの国内生産の可能性については技術、経営的な側面の研究努力を続けることは今後とも必要である。しかしながら、その需要量が巨大であることから、需要の大部分は、やはり輸入に依存せざるを得ないものと考えられる。」こういうふうにあくまでその根底には「輸入に依存せざるを得ない」というところに重きがある、このわれわれは受け取る。このところに一つの問題があるというように私は思ふのですが、どうでしょうか。

○石田説明員 飼料は、濃厚飼料と粗飼料とを問はず自給度を高めること、これが好ましいことはもう当然でございますが、現実問題といたしまして、国民の畜産物に対する需要も大変旺盛でございます。その際、これに對する場合には、大家畜だけでは時間的にも容易に對應し切れないという現実問題がございまして。大家畜については特に国内の草資源等を利用する方向で進んでおりますけれども、豚あるいは鶏等につきましては、これは現実問題としてえさが必要でございます。これは現実問題としてえさが必要でございます。これをその畜産の農民に對してえさの手当てをしないというわけにもまいりませんので、現実問題としては濃厚飼料がふえるわけでございます。ただ、国内で生産し得るものはできるだけ伸ばしていきたいということで、大麦の生産については目下のところ力を入れているところでございまして。

○武田委員 それはそのくらいにしまして、それと並行して技術指導の強化という点ですが、いま大麦の話が出てきましたので、それと関係してちょっとお聞きします。技術指導の強化という点、その問題もまた不可解なところがある。自給力を高めるというこはいまの農政の柱の一つであるというこはいいまゝ話があつたとおりです。これは技術の改良の面では当然これから力を入れていかなければいけない。ところが、どうも現場の方の声を聞きますと、技術の強化というのは作期を早める、早目に収穫する、たとえば麦の場合であれば二週間くらい早目に収穫をしていくというふうな、早く実るという、そういう方向の品種の改良には力が入っているけれども、いま日本として実際問題非常に悩んでいることは、全体的に収穫量が少ない、反収の伸びがないということ、外国などから比べると非常にけたが違ふわけなんです、この点の解決がこれから早急に考えられなくては行けない。ところが、反収を高めようというふうな技術を考えるべきであるけれども、どうもその方向の体制が十分にいつていない。話が出てくるのは、早く収穫を上げるような話しか聞かれないということが現場で聞かれますが、その点はいかがでしょうか。

○下浦政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり、最近の麦類の試験研究でございまして、これは作期、収穫期を早めるというところに一つの重点があることはそのとおりでございます。これはなぜかと申しますれば、最近の水稲の栽培でございまして、これが昭和四十年代に入りましてから田植機の機械化という問題が出てまいりまして、稚苗を機械をもって移植をするという技術が開発されたわけでございます。最近では相当部分がそういう作業体系で作付がされていくというところでございまして、そうなりますと、どうしても麦の収穫期との競合という問題が起つてまいりますので、できるだけ収穫期を早めるということが一つの重要な研究問題になったというところでございまして。しかしながら、収穫期を早めるということになりますと、どうしても麦類の場合には、小麦の例をとって申しますと、一日早まるということは一八キロないし二十キロぐらいの収量減につながるというところがございますので、できるだけそれを落とさない方向で何とかそういう目的を達せられないかというところに研究の主眼を置いて現在研究を進めつつあるところでございます。

○武田委員 次に、国有林野の活用という点ですが、昭和四十四年の土地改良の補足調査に

よりますと、今後草地に振り向け可能な国有林の面積、これは土地造成に直しますと二十二万七千二百三十五ヘクタールある。ところが、現在時点でそれが草地に活用されている分は幾らかとなりますと、わずか二万五千九百八十五ヘクタール。国内の自給率を高めるために真剣に取り組まなければならぬというにしまして、これは余りにも草地に利用するというのが緩慢過ぎるのではないかと、私はそういうふうにお感じいたします。この点どうなっているのでしょうか。今後の見通し、その点についてもお聞きしたいと思います。

○石田説明員 先生がいまお挙げになりました二十二万七千ヘクタールという林野の草地用の土地改良面積でございまして、これは可能地面積でございまして、土地の自然条件等から草地に変えることが可能だという調査の面積でございまして。そういうことでございまして、これは林野側といたしましては国有林の経営等の問題もあると思ひますが、そこで林野と話し合ひをしまして可能なものから手をつけていっているわけでございまして。現在のところ、草地にいたしました面積は約二万八千ヘクタールでございまして、先ほどの面積に比べれば一割でございますけれども、これが全部草地になるといふものではないわけでございまして。そのほか、国有林の畜産的利用をいたしております。たとえば放牧共用林野等も約二万八千ヘクタールほどございまして、ございまして、今後は国有林野の側とも協議いたしまして、できるだけ畜産の利用を高めていきたいと考えております。先般の畜産振興審議会の飼料部会におきまして、特に国有林の活用を図れ、こういう強い要望もございましたし、林野当局からも、これには今後は積極的協力していくという答弁もございましたので、今後はさらに推進を図っていくと考えております。

○武田委員 それでは、九つの柱の中の一つとして中核的農家の育成、中核的農家の担い手の問題についてお伺いします。

基本法では、初めは御承知のとおり自立経営、こういうことを非常に強調してました。ところが、いつの間にか中核農業というものに変わってきた。これは、農林省が自立経営というものの、自立経営者というものを育成する自信がなくなってきたのではないかと、私はこういうふうに思うのです。そのために一昨年の八月に作成された、先ほどの「総合食糧政策の展開」の中において「中核的担い手の育成確保対策」というのが重点施策として打ち出されたのではないかと私は思うのです。ところが、中核的農業というものは果たしてどういう性格のものかという点、専業農家でなくともいい、第一種兼業でもいいというふうな非常に焦点がぼけてしまった。考えようによつては、国の政治の中で非常にまずい点としていつも指摘される薄く広くお金さえ農村にばらまけばいいじゃないか、そういう勘ぐりがなされても当然ではないかと思うようなそういう中核的農業の育成という問題、この点につきましてもどういうふうな考えでこういうふうな結果になったのか、まずその点を伺います。

○澤田政府委員 農林省はかねて自立経営農家の育成ということを農業経営の目標としてその育成に努めてきたわけですが、自立経営農家は、先生御案内のように農業所得だけで他産業従事者と均衡する所得を実現できる農家というところを以ておるわけでございます。昭和五十年で見ますと三百万円以上という基準で、それを超えようものは自立経営農家だというふうなところを以ておりました。五十年の場合だとそれが全農家の九・二%ということになっておるわけでございます。

そこで最近、中核農家の育成という点を強調して、これを経営の目標として育成にも努めておるわけですが、考え方としては自立経営農家というものがもちろん中心になるわけですが、自立経営農家というものが、農業生産の場合には非常に季節性があるという点で、一年間、通年農業に就業するのはなかなか困難な事情がございます。し

たがいます。通年就業しないということになりますと、農業所得だけで他産業並みの均衡する所得を確保することがなかなかむずかしいというところがございます。自立経営農家を中心としながらも、もう少し広い概念で農業を自分の職業として農業に意欲を燃やして積極的に取り組むような農家を中核的農家というふうな考え方をいたしましてその育成を図るというふうな考えに立つておるわけでございます。

したがいます。中核的農家といふのは、具体的な基準をいましては基幹的な男子農業専従者がいるような農家というふうな考え方をしておるわけでございます。これを五十年の数字で申し上げますと約百二十五万戸になるわけでございます。その中にはもちろん専業農家といふものも、あるいは自立経営農家が中心でございますけれども、そのほかに一種兼業農家といふのがかなり入つておる。これらの方々は、先ほど申しましたように農業を自分の職業だといふふうな観念をして農業生産に努力をされておるというふうな、まさに中核的な担い手にふさわしい方々であらうというところで、その方々を育成し、さらにそういう基準に引き上げるというふうなことを具体的な目標にしておるわけでございます。自立経営農家を育成するということを否定するということではございませんので、それを中心としてももう少し幅を広げて担い手の育成を図るという考えでございます。

○武田委員 それではもう一つ伺いますが、農業に大事な問題は、やる気があるということだと思ふのです。またやる気を起こさせる農業をつくることだと思ふのです。

いま、いろいろ土地が遊んでおりますが、土地はあっても農業をしないというのがあるというところで見られます。ところが、反面、もともと農家に生まれたのではないけれども、農家出身以外の者でも、私は農業をやりたいという人の声が聞かれます。そういう方々、要するに農業でもって将来を過ごすのだという方々が、こういう世の中

でございますから今後出てくる可能性もあるのじやないか。そういう方々に対する農業への新規参入というのはいまから考えておく方がいいのではないか。こういう不景気になって都会では就職難だ、そうすると都会にあふれたたくさんの人たちが、若い連中が農業といふものの魅力を改めて感じてそういう方向に走ってくることもあるのじやないかというのを考えたとき、こういう問題を考へて農用地の開発整備とか金融措置などの問題を考へるときに來てゐるのではないかと申すのですが、その点に対する御見解なりお考えを伺いたいと思ひます。

○澤田政府委員 農業に対する新規参入者、具体的に申し上げれば、既存の農家とは関係のない都会の青年その他が新たに農業を始めるということも考へながら行政をやるべきではないかという御指摘でございますが、私もまさにそのように考へておるわけでございます。先ほど申し上げましたような中核的農家を育成するという場合、やはり農家の子弟、いわゆる後継者が父親の跡をやつて農業に新規に参入してくる、これも広い意味では新規参入者になるわけでございます。それが中心になるということは当然だと思いますけれども、従来、農業に全く関係のなかった方が新しい感覚で農業に入つてこられて、新しい感覚で経営を始めるということは、農業の発展のために技術なり経営の革新を図っていくということのためには非常に意義があることだといふふうに考へております。

したがいます。農林省におきましては、それらの方々が土地の取得なり、あるいは金融制度の対象として制度資金等を借りられるというふうなこと、あるいは普及事業の中におきまして指導の対象になる、あるいはたまたま御審議のたいていおります法案とも関連します各種の研修事業の中で、そのような新規参入者も既存の農家あるいは農家の子弟と同様に対象にして研修なり技術指導なり、あるいは制度金融の貸し付けなり土地の取得のできるようにということで、現に門戸を開いて

て実施をしておるところでございます。今後とも、そのような方々が農業を始められる場合、農地制度の範囲内におきまして農地が取得できるように、制度資金の貸し付けなり技術指導なりにつきましても配慮してまいりたいといふふうに考へております。

○武田委員 もう一点、その中核的担い手の育成という問題に関係のあるいわゆる将来に向かつての一つの方向づけとして、都道府県における青年農業士、指導農業士といふものをつくつて称号を贈る、そしてそういう方々への研さん事業を助成するといふ問題をこの法案の中で取り上げておりますけれども、どんな人がこれに当たるのか、現在、果たしてこういう方々が自分から希望を持つてどんな出てくるという状況なのか。またこの制度から青年農業士とか指導農業士という人たちが出てまいりますけれども、こういう人たちに与えられるメリットといふものは何があるのか、さらに普及員とか農協の営農指導員という方々との関係性はどうかといふふうになつていくのか、まずその点をお聞きいたします。

○堀川政府委員 青年農業士なり指導農業士の問題でございますが、これは一部の県ではかなり前からやつておつたわけでございますが、私もそういう指導奨励の措置をとる果がふえてまいつたことに対応いたしまして、昭和五十一年度から青年農業士と指導農業士に対しまして助成の事業を興したわけでございます。これは一口に申しますと、一定の研修教育を受けた後継者であるところの意欲のある就農青年を青年農業士という形で果が認定をいたしまして、その農業青年に将来の目標と励みを与えるというのが青年農業士の認定制度でございます。また農村の青少年の指導に当たるようなすぐれた農業経営者を選定をいたしまして、そしてこの方々を指導農業士という名称を与えて認定をする。その方々はその地域におきます他の若手の農業後継者たらんとする意欲のある方々に対して自分の体験を通じて指導をしていただく、あるいはまたそういう若手の後継者たら

んとする人を自分の経営の中に受け入れて実地にいろいろと御指導願う、こういうようなことをしておるわけでございます。現在、五十一年度の実施状況でございますが、青年農業士は千五百八十名くらい、また指導農業士は二千五十名くらいが認定をされておる状況でございます。今後ともこういう方々がだんだんふえてまいる。そうしていま先生の御指摘のように、農業団体の営農指導等とも密着した形で、もちろん普及事業との連携を強めていただいて普及事業の立場から見れば協力農民であり、また後継者でもあるというような形でこれが育つことを期待をしておるわけでございます。

○武田委員　現実問題として、私ども官城県の例ですが、ある郡の四町村で今回指導農業士という立場になる方が二人しか出てこない。それでもってその二人の方がたばこ牛、四町村見なくてはいけない。しかもそういう方々は中核的な、本当

に模範的な農業をしながら、地域では信頼のある方々です。そういう人に限ってたくさんのほかの役職を持っている。町内会の役員とか何とかといふようなことで大変な、そういうものを持つてゐる人ほどこういうものに非常に意欲的だといふことも一面ではある。たつた二人しか出てこない、大変ですね、やむを得ない、しかも聞いたら、手当は年間一万円だ。自分の仕事も大変、周りの方々とのいろいろの仕事、そういう農業の中における指導的な立場に立つた人たちの確保というのは非常に困難であり、本人もそういうかなりの負担があるのではないかと思うときに、宮城県の場合では、合計しますと七十八市町村に対してわずか四十一人しか確保できないという現実です。これに対してどういふうに対処していこうとするのか。私は、このまゝいっただらうという方が非常に苦勞するのではないかというように思つてしようがありませんが、そういう点どうですか。

○堀川政府委員 私どもの制度として仕組んでま
だ日が浅いわけでございまして、先生のおっしゃ

いますように、こういう方々、指導農業者に対しては私どもも若干のお手当を差し上げる、しかしこれは恐らく県単で多少の継ぎ足しをいたしまして一万円という金額になったものと思います、これは本当に感謝のおしるしであるということでございますが、この制度が国が取り上げて助成するということになってまだ日が浅いということもございまして、できるだけ意欲のある農業青年を青年農業者として認定できる、また指導農業者の方には非常にいろいろと御苦労かけるわけでございますが、こういう方々を中心とした研究会とか情報交換会というものを通じて仲間がふえていくというようなことを私どもはこれからの課題と考えて努力してまいりたいと思っております。

○武田委員　ひとつそのおしるしを中身の濃いものにして、本当に実りある、効果あるような、そういう指導士の育成というものを私はお願いしたい、こう思います。

今度は普及員の問題に移ります。またこれが大変です。普及員、こんな大変なものだと私づくしく思いました。不眠不休員というんですね。わかりますか、どういう意味だか。不眠不休員という代名詞があるのです。どうですか。

○堀川政府委員　それは非常に困難な課題を抱えて、非常に努力しておられる姿を指したものだと思つて、非常にごさいます。現実には昨年の冷害等の技術対策につきましては、私ども耳にしておりますところでは、本当に朝早くから夜遅くまで現地を御指導に回つていただいたというようなことも直接耳にしておるわけでございます。そういう意味では非常に大きな課題を困難な中でこなしていただつておる普及員の姿であるというふうに思つております。

○武田委員 非常に劣悪な条件の中で苦勞しながら一生懸命やっている、そういう現実をひとつまず認識した上で聞いていただきたいのですけれども、最近この行政事務が非常に膨大になってきた。何でもしなくちゃならない。書類を作成する、資金の問題についても相談されれば断るわけ

にいかないというようにして、肝心かなめのそういう普及員の仕事というものの以上に行政的なものが膨大になってきた。ある人などは、十年前に比べるともう十倍だ、こういうふうに嘆いて、技術指導が十分に行き届いていない、できなくなったという悩みを訴えております。不眠不休員というのが出たのは、たとえば霜の対策あるいはまた農薬の散布など、また去年のように冷害などの問題になりますと、たとえば農薬の散布のときなど

は、雨がどうか、天氣がどうかということ、もう朝の三時ごろから待機していなければいけない、そして飛んでこなければいけない。そういうことが、雨が降ってきょうもだめ、まただめだというようなことで、もう本当に大変だ、寝ずにが

んばらなくちやいけな。しかも、そういうときには残念ながら何ら手当もないのだそうです。そういうような実態の中で普及員が苦勞しながら、何とかりっぱな農家をつくらうと、指導ができる

ようにとがんばっているわけでありませう。そこで、そういう方々に対するやはり国の温かい政治というものが必要になってくるはずなんです。ところがそれが全然なされていないように伺うわけでありませう。やはり普及員というのは現場主

義、これが第二義だと思ひます。ところが、人員が非常に少ないです。まあ国の方では一つの基準はつくっているでしょう。私の聞いたところによりますと、たとえば農業改良普及員の場合には一人当たり三百戸くらいが基準だ、生活改良普

及員の場合は八百戸くらいだというように聞いているわけですが、その点はどうなんでしょうか。

○堀川府委員　特にその一人当たりの担当戸数の基準というものを示しておるわけではございません。

○武田委員 大体どの程度のものを一人の普及員の方に担当させる、そういう基準というものは特に考えていないわけですか。

○堀川政府委員 それはいろいろの考え方があり

得るわけでございまして、私ども実は、普及員の配置と申しますか、定数と申しますか、そういう

ものの基準というものが、何らか幅のあるものにしてもつukれないかということで、あらゆる角度から検討してみたわけでございます。まだ検討中でございますが、その合理的な基準というものが何であるかということは、私ども現在の段階でも、いろいろその地域地域の事情も違いますし、経営部門によりましては違いますし、それはいまのところ結論としてこの辺がいいんだということを見出しかねているわけでございます。

○武田委員　それじやみんな苦勞しますよ。たと
えば私の県の場合を例にとりますと、農業改良普
及員一人当たりが約五百戸、生活改良普及員の場合
は何と五千戸です。これ現実問題としてできま
すか、五千戸ですよ。しかも、生活改良普及員の

め、庭先指導が全くできないという地元のそういう担当者の声というのが全然取り上げられていない、私はそういうふうに思います。しかも、これ

は人間的なつながりの中で、いままで行われてきたものというのは、永遠にこれからも変わってはいかないと私は思うのです。そういう点で、もしこいういふうちに大量のものを見なければならぬとなれば、どうしても人を集めるのとが集団的なもの

かいろいろ指導するのは、もうこれは不可能になつていく。つてくるんじゃないか、こういう問題をどういうふうにするか。肝心の個々の問題を話し合うことになりかねない。

ふうに解決していくか。そうしますと、農家と普及員との遊離というのがますますひどくなつていく。

くんじやないでしょうか。ですから、最近普及している人はわれわれと遠い存在になった、普及所ははるかかなたの方にあるということが言われているわけです。しかし、現実問題として改良二法案を見てみますように、それを充実していくく

だ、こういうふうに言っているのです。その点をどういうふうに説明しますか。

○堀川政府委員　先生のいま御指摘になりました農業改良普及員で五百戸ぐらい、生活改良普及員

では五千戸というふうにおつしやいましたが、私ももの考へでは、各県によつていろいろ事情の差

がありますが、平均してみますと、農業改良の組合五百戸という姿は、平均の姿からそうずれておるものではないというふうに思いますが、生活改良の方の関係では、平均の姿よりも担当戸数が倍ないしそれ以上くらい多いというふうに向つたわけでございます。普及員が担当する戸数との対比で多い少ないというの程度をはかる一つの要素でございます。私も確かにそういうことから農家と普及員あるいは普及事業との密着度が薄れたという御批判も再々いたしておるわけでございますが、広域普及体制のもとでもできるだけ地域の実情に合った形を工夫しながら、しかも普及事業の質をできるだけ落とさないように体制の整備に努めて、農家の側に密着感がないというやうな御批判がなるべく出ないように普及の活動のやり方も工夫をいたしまして、今後対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○武田委員 これは一つには大きな問題というのは毎年のように人員の削減がある、あるいはまた仕事が大変多くなつてきたけれども、依然として全然人数がふえない、こういうやうな問題が必ずそこに出てまいります。要するに、ずっとデータを取り上げまして毎年とにかく三十人、四十人と減つていきます。それでも仕事はふえてくる、人は減る、こういうやうな繰り返します。こういう人員の確保というところに真剣に取り組むならば、まずこの問題はある程度の現場の要求というのが満たされると思うのです。そういう人員の確保という問題について今後どういうふうにしていくか、これをお答え願ひたいと思います。

○堀川政府委員 実は、その問題につきましましていろいろ複雑な要因もあるわけでございます。一口に地方財政事情が窮乏しておるからというところでは片づかない問題もあるように思います。私も予算定数上は一定の枠を確保しているわけでございますけれども、現実には各県の事情に差はございますが、総体として見ますと、私もこれほどあつてほしくないと思うやうな欠員が生じておる、充足がされておらないというやうな実情で

ございます。私もまずこの普及事業にかかわりますところの組織、機構というものは、本来協同農業普及事業でございまして、そういう機構の改編等を行う場合には、できるだけ事前に御協議を願ひたい、なお改良普及職員の数も異動させるといふやうな場合におきましても、県からは事前によく連絡をしてほしいという趣旨の通達を出しまして、できるだけ普及員の数の確保を図ることが重要だといふ趣旨のことを、地方農政局を通じて県の方に強く申し入れを昨年いたしたところでございます。いま言った定数と実員との問題ばかりではございませんが、できるだけその面からも私もよく現実を把握をし、助成も必要であればそういうことも考えるということを含めまして、適切な指導をしてまいりたいと思ひます。

○武田委員 その問題はぜひやつていただきたいと思ひます。それで、いま待遇の問題も出ましたが、普及員の間では、仕事は大名、待遇は足軽、そういうことを言っている人もいます。仕事は大名、待遇は足軽、これは逆に、それでなかつたら、それにふさわしいようにしなければならぬということ、待遇の面も、補助金制度が負担金と改まったときですから、この際考へていただきたいし、考へるべきだと思ひます。

特に、これはどういふことか知りませんが、普及所の普及員にはいままで一二%の手当がついてたが、今度実践大学ですか、その方の教員になる手当が出ないのだとかいふやうなことで騒いでいる向きもあるのです。いままで手当をいただいていたのが、今度は手当がもらえなくなつた、大変じゃないか、だれもなり手がなくなつた、かといふこともあるのですが、この点もどうなつていのか、ちよつと説明していただきたい。

○堀川政府委員 現在の改良普及職員に手当が出ておりますのはもちろんでございますが、今回の法改正によりまして、改良普及所に属さずに新しい農民研修施設に属して指導に当たることと

なつた普及員の方の手当は、実は改良普及員に対する手当の性格からいたしましてこれは政省令で一定の基準がございまして、改良普及員の農家を巡回する職務の特殊性に着目をして創設された手当でございまして、これをそのまま適用するといふことは考へておらないわけでございます。しかしながら実態をいたしまして、現時点でいろいろと調べてみますと、各県の事情はございまして、類似の農民研修教育に当たつておられる普及員の資格を持った方も、その指導職員としての特別の手当をもらつてゐる場合が多いわけでございます。そういう手当の内容を見てまいりますと、改良普及手当が支給されないことによつて、若干内容が変更されるというのもありま

すけれども、そう全く不利益になるというやうな実態ではないというふうに認識をしておるわけでございます。

○武田委員 そうすると、現在よりは悪くはならない、安心しなさい、こういうことですね。

○堀川政府委員 非常に大ざつぱな言い方をすれば、先生のおっしゃるとおりというふうに申し上げたいわけですが、各県でそういう研修教育関係の方々の手当は横並びの関係にもならんで決めておられる場合が通例のやうでございます。それじゃ全く一円も下がらぬかということになります。そういうことはなかつたと思ひますが、大きく違ひ考へれば先生のおっしゃるとおりだと私は理解しております。

○武田委員 それは重大問題ですよ。もし給料が一銭でも下がつたら騒ぎます。ですから、上げればいいのです。上げるわけにいかないとなれば、現状と同じ線で送つてやるというところは当然のことです。これはやはりきつと監督をして、そうならないようにすべきだと私は思ふのです。時間がたつてから、待遇の面と人員の確保の面、ひとつ努力をしていただくことをお願いをして、次に、この改良普及所の設置状況について、その内容についてちよつと聞きます。

なつております。ですから自動車が必要だ。これは当然です。ところが一普及所平均四台、その他オートバイとかあるいは土壌、作物分析診断機材とかビデオ、視聴覚機材とかいふのが整備されていゝという、これはそのとおりなわけでございます。ところが自動車が一普及所平均四台必要なんだというやうな、その基準というの、これもまた非常に何と云うのかずさんな問題だと思ふのです。これをきつとやつていゝものは私の宮城県ではどこもございせん。六人一台とか五人一台とか、平均して四・七人一台といふやうに、いづれにしても足りないわけですよ。足りないといふのです。自分の車を使つてやつていゝのです。しかも中には、女の方が普及に行くときは男の普及員が乗せていゝなくてはならないのです。こういうわけだといふやうか、大変な苦勞です。こういうことをやつて、それではその車に対する油はどうなつておるのだと言つたら、これはもらえないと言ふのだ。もし事故が起つたときはどうするのだと言つたら、それに対する何らの対策も講じられてない、こういうことなんですか、どうなんですか、その点については。

○堀川政府委員 普及員の活動力を低下させないやうに自動車の整備を図っていくということは既定の方針を立てておりまして、すでに本委員会でも御説明したとおりでございますが、油代の支給につきましては、これは各県まだ精密な調査はできておりませんが、実費程度をのものを支給をしておるものと、必ずしも支給しておらない県と分かれるやうでございまして。

それから事故の際の問題につきまして、自家用車を使用いたしました普及活動に出かけるというときには、おおむねの県は所長の許可を要するといふことに手続上なつておりました。その反面、許可を得て自分の車で普及活動に出かけたという場合に、勤務中に事故が起つたといふときの補償は官用車を使用してやつた場合の補償と同様の

ことをやっておるといふ例が多いといふふうに見ておられます。

○武田委員 これはそういう例があるとかないとかというところは、あるところはいないが、ない例があつて、もし万が一事故があつたらどうするかといふ、これは重大な問題じゃないですか。たとえばガソリンの問題にしても、やっていると、こんなにかげんならぬものであつたら大変ですよ。現実問題として車が足りないから、そのために、やむを得ず自分の車を使うわけです。しかもいまのこういう自動車がたくさん出ているところで、オートバイをたくさん買っているのです。危なくて乗らないといふのです。こういうこともやっていると、

が、仕事の量が多いほかにガソリンも食うとかといふふうな、事故があつたら大変だといふことの恐れと不安の中で仕事を一生懸命やらなくてはならないという状況というものを、的確につかんだ上で、これは国が全体的にきちつとした指導といふものをしなければ、安心してこういう普及員といふものは育たないのじゃないか、私はその点きちつとやっておきたいと思つて、どうですか。

○堀川政府委員 まさに普及活動に出かけますに自分の車を使用して、たとえその所長の許可を得たにしても、そういう姿は決して私どもは好ましい姿だとは思つておりません。したがって私どもが考へておきますのは、普及所に行きだつて早くそういった普及活動のために必要な車の整備、それからその他機材の整備を図っていくといふことであると思つておりまして、その計画的整備に力を入れてまいりたいといふふうにしておりま

す。

○武田委員 これはぜひ早くお願いします。時間がないので次に移ります。後継者の育成の問題について、これは日本の農業にとつては非常に問題な点です。後継者が年々減つて、

とところで、その減つてゐる後継者を確保するため

にいろいろ努力をする、対策を講ずるといふわけ

を

を

を

を

を

を

ですけれども、まず第一点に聞きますけれども、大体毎年どの程度の新規農業労働力といふものを補充できるか、そういう見通し、もしあるならば聞かしていただきたい。もしなければいいです、時間がありませんから。

○堀川政府委員 新規学卒ではないところ一万

人ぐらゐると思います。そのほかにUターンで入

ってくる者がかなりあるといふことでございます。

○武田委員 私は、こういう新規労働力というの

を獲得するといふこの問題は農業後継者の問題に

非常に大事な問題になつてくるわけですが、大体

その後継者が後継者たらんとしない理由というの

はいろいろありますが、その一番大きな問題とい

うのは農業経営の不安定といふものがある。他産

業の労働者、労働者に比べて非常に不安定なとい

う生活といふもの、そのわりあひには機械化され

た云々といふこともいまだに大変な仕事の内容であ

るというところが敬遠されてゐる原因だ、こういうふうには思ひます。となれば、その農業経営の安定といふことが、まずこの後継者を確保する最大のことが本当に一番大事な問題だ。この問題に

もつと本格的に取り組む姿勢といふのがあつてい

いのじゃないかと思つて、この点どういふ

ふうに取り組んで、どうしていくか、そういうこ

とを簡潔にひとつお話しただきたい。

○堀川政府委員 やほりこれは、冒頭の大臣のお

話にもございまして、農家を魅力あるもの

にするといふことと農村を住みやすいものに変わ

ていく、この二つだと思ひます。

○武田委員 そのために最大限の努力を払つてい

るのだといふことが農村の青年に、家庭にわかれ

ば、私はそんな農業離れはないと思つて、私も

農村出身の一人です。ですから、農家にいきます

と、一生懸命農業に誇りを持つてゐる青年もおり

ます。

○菅波委員長代理退席、今井委員長代理

着席

そういう連中と離れようとしてゐる人間との間

に、いまのような話をもつと具体的に響くような

もの

を私はひとつお願いしたい。聞きたいことが

ありますのでその辺にして、これはまた後の機会

に聞きます。

私はこれは教育の問題があると思つて、農

業教育、農学校、短大を含めて。大体小学校、中

学校、高等学校、大学と一貫した農業教育という

のが私は必要だと思つてゐます。大体三つ子の魂百

までです。そういうことを考えますと、どうもい

まのカリキュラムのつくり方にしまして、農業

高等学校の例を一つとつてもいいです。果たして

後継者として、中核農業者として育つべきとい

う子供の教育のためのカリキュラムがつくられて

いるか。また、中学校の段階に行つてそういう子

供たちに農業に希望と喜びと、そして誇りを持た

せるような、そういう中学校の教育といふ指導

といふのがなされてゐるか、これは大問題だと思

うのです。聞くところによりますと、頭のいい子

は普通高校、おまへは頭が悪いから農業高校へ行

けと言われて、おれは頭が悪いんだと自信を持つ

て農業高校へ行くと言ふんです。どうですか、こ

の点。

○久保庭説明員 御説明申し上げます。

小、中学校は国民の義務教育でございますが、

その中におきまして、農業につきましましては、小

学校では五年の産業の中で取り扱つております。中

学校におきましても同じく社会科の中で地理的分

野の中での地域の産業、または公民的分野では日

本の経済といふ中でわが国の農業について知識、

理解を与えるようにしてございます。

ただいま小、中、高等学校を通じて教育課

程の改定作業を行つておりますが、その中で強調

されておりますことは、知識、理解のみならず、

子供たちに物をつくること、育てること、勤労体験

の重要性、これらをいろいろの機会において、学

校教育の中で重視してまいらうといふことでござ

います。今後ともそのような方向で努力してま

いるつもりでございます。

また、農業高校につきましては、農業高校の中

では、食品製造等自営者にならない学科がござ

います。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

かせいただきたいと思つてゐます。

○久保庭説明員 お説のとおりと思ひます。

○武田委員 それではひとつ検討して、それはや

つていただきたい。これは現場の先生方の共通の

声です。やらなかつたら大変なことになります。

そのとおりだと言つておりましたと私は言つてお

きます。

最後に、嫁さん対策、嫁が来ないといふのはこ

ういふものを農学校は持つておまして、そこで、

土に親しみながら、生活をしながら覚えてきた

といふものが必要でないか、私はそういうふう

な感じがしてなりません。ですから、そういうよ

うな制度の復活といふものをこれから考へて、や

はり何でもなれるといふこと、親しむといふこと

は私は教育の根本だと思つてゐます。スタートだ

と思つてゐます。その中で教育といふものが、農業

といふものが行われる。たとえば、高等学校の段階

でも結構です。そのカリキュラムの中に入つて

いく。そういうところに金を出して保護して

いくといふような方向といふのを考へていくべき

じゃないか。木を植える、植えた木のすくすく育

つて大きくなる、そこに金にかえられない喜びと

いふのが出てくる。それが、子供たちの心の中に植

えつけられ、おとなになつてそれが消えないとい

う、そういうものが私は教育の中でできるはずだ

と思つてゐます。そういう点についての考へをお聞

これは深刻な問題です。もう嫁さんを集めるために高砂銀行とかをつくってみたい、あるいは何とか相談所などというものをつくって、そして真剣にその町や村の有力者と言われる方、学識経験者と言われる方々などがもう必死の思いで仲人さんの役を引き受けて、がんばっているわけですね。こういうような問題について、もっとやはり国としていろいろな協力、応援すべきでないか。大体、嫁さんに来たくないかという、聞いてみますと、そうじゃないです。あるアンケート調査によりまして、行きたくないというのは、これは労働がつらくて収入が低いからだ。百人のうち大体半分くらいそう答えると言いますが、半分くらい、やはり魅力ある農家ならば、後継者ならば私は行きたいというのが現実問題として半分くらいあるわけですね。それをどうすることができないか。これは一番最初に申し上げたときの農業の根本的な問題に關係するわけですね、それはそれと別として、やっていたくけれども、それとまた別に、現実問題として嫁さん対策というものをやはり国としても考えるべきだ。

たとえば、北海道に池田町という農家の町があるんだそうです。その町で、わが町は農村のモデル地域だということをテレビで全国的に放映したそうです。そうしましたら、東京の主婦から、そんなところに私の娘をぜひ上げたいと言った手紙が来て、役場の方々が非常に感銘した、そういう話。あるいはまたその地域の状況などをよく見せて、そして農業というもののよさというものを理解させて、そこに嫁に行つて、現実に都会から田舎に行つて、それで一緒に農業をしようという、そういう例もあるわけですね。こういう地域の苦勞に報いるために、国としてもこの嫁さん対策、これはひとつ取り組んでいただきたい。大体テレビではあれはいいじゃないかというのですわ。田植え機あの宣伝にかわい子ちゃんが出過ぎるって、ため息まじりで見てるって、おれは機械よりも嫁さんがいいって、こういうような悲劇

は農家の中に、笑い事でない、親子ともどもあるわけですが、だから、いま言ったように、一つの例ですが、そういうものを通して農村のよさというものを教え、PRをしなから、農村というものに嫁がどこからでも来れるというふうな、そういう環境づくりのために私は取り組んでほしい。この点についてお答え願います。

○羽田政府委員 先生御指摘ございましたとおり、やはり農業後継者の中にありまして、結婚という問題に対する関心度は非常に強いようでございます。昭和五十年の農林省が実施しました調査によりまして、結婚問題、これには生活上の悩みとして二・三%、最も高い。これはその他いろいろの悩みがございまして、具体的に挙げられている問題の中で一番大きく悩みとして取り上げられているところでございます。こういうことを私どもも踏まえまして、また実際に私も歩きまわしたときにこういった問題を相談されることも非常に多いわけでございます。それには、たとえば農業というものはやはり特別な勤務体系といえますか、また仕事といわゆる生活の場というものが一致しておるというところ、あるいは家庭生活の中におけるおじいさん、そうしてお父さん、また若夫婦というふうな中の家庭構成、こういうところにもいろいろとむずかしい問題があるようでございます。いずれにいたしましても、私もそういうつたものを踏まえながら生活する場というものを確立すること、あるいはお嫁さんたちに過重な負担がかかぬようないろいろなものも施策というものを進めていかなければならぬというふうに思っています。

一つの例を申し上げますと、酪農経営なんかしておりますと年じゅう牛にくっついていなければならぬという中で、テレビなんかいま各家庭に入ってきておるわけですね。こういうものを見ていますと、サラリーマンの人たちは花見だ、やれ何だというので旅行もできますけれども、酪農経営者は夫婦若いうちは泊りに出ることでもできないなという悩みもございまして、こういったものに

対して例のヘルパー制度というふうなものもまだないまま進められておるところでございます。で、そういった面を十分踏まえながら、農村に本當に誇りを持って、喜びを持って嫁に来るような農村づくりをこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○堀川政府委員 まず先生お話しの中に、標準資金需要額を基準としていままでは都道府県が定める額の百分の七十、八十というところでございます。標準資金需要額自体に問題があるという御指摘でございますが、これは石油ショック等で資材価格が非常に高騰したというふうなときには直してございまして、一般に技術導入資金の性格といたしまして、補助金と一般融資との——一般融資と申しますか、制度融資も含めまして金融との中間に位置づけられておるという性格からいたしまして、それからまた償還期間等そう長いものでないというふうな性格を持つておるものでございまして、その都度引き上げというふうなことはやっております。ただ、新しい種目の資金を入れるというふうなときには、当然のことながらその単価等を実情を調べてみまして、その上に立つて標準資金需要額を定めているというところでござい

ます最初に、技術導入資金の問題でございますが、この貸付金の限度額の改正につきまして、いわゆる農業改良制度の創設の当時と比べて、現在非常に成長作物の増大やその他の問題でこれが変わってきている。こういう中でこの貸付限度額の拡大がされておるわけですが、私は一番基本となるべき標準資金需要額そのものが引き上げられていないのではないかとこの点につきましてはやはりこれを引き上げるということが本當にこの制度の実効をもたらすのではないかと考えています。同時に、この貸し付けの限度額の拡大につきましても、いわゆる農業近代化資金や農林漁業金融公庫資金などのほかの制度金融との關係で百分の八十ということでおさめたというふうな関係で開いておりますけれども、これらの制度の中にも百分の九十程度の貸し付けをしていられるものもある、こういうふうな関係にございます。

それから、百分の百ぐらゐに融資率限度を上げたらどうかというお話につきましては、これはやはりいま申し上げたような資金の性格を考えますと、まあ七十というのはいろいろ沿革がございます。まして七十でございますけれども、これは補助金から移行してきた等の経緯がございまして七十になつておるわけですが、制度資金、特に農林漁業金融公庫の資金あるいは農業近代化資金の融資率というものは参考をいたしまして百分の八十というところに持つていたわけでございます。百分の百というものは、私はこの資金の性格からいってどうかというふうに思っているわけでございます。

そういう意味で、一般のいわゆる金融と異なつて単に資金を貸し与えるという趣旨でつくられておる問題ではないのでありますから、農業技術の普及、農政の誘導という立場から、普及事業との関連から非常に大切な位置づけをされておる本資金の役割りと機能を十二分に發揮するために、もう少しこれを思い切つて百分の百、限度額いっぱい引き上げを行つべきである、こういうふうな考えをわけでありまして、その点に關しま

していかがお考えでありましようか。

○堀川政府委員 まず先生お話しの中に、標準資金需要額を基準としていままでは都道府県が定める額の百分の七十、八十というところでございます。標準資金需要額自体に問題があるという御指摘でございますが、これは石油ショック等で資材価格が非常に高騰したというふうなときには直してございまして、一般に技術導入資金の性格といたしまして、補助金と一般融資との——一般融資と申しますか、制度融資も含めまして金融との中間に位置づけられておるという性格からいたしまして、それからまた償還期間等そう長いものでないというふうな性格を持つておるものでございまして、その都度引き上げというふうなことはやっております。ただ、新しい種目の資金を入れるというふうなときには、当然のことながらその単価等を実情を調べてみまして、その上に立つて標準資金需要額を定めているというところでござい

しているような中で、やはり私はこういう問題は資金需要額そのものの問題について考えていたただかなければいけないというふうに考えているわけでありすが、それは問題を残しておきまして、あとの問題に移りたいと思います。

次に、先ほどお話をしました都道府県との関係の問題でございすが、農業改良資金の造成の問題、これが非常に大事なことでございまして、つまり、この改良資金の造成がうまくいってないためにせつかくのこの制度が本来の機能を發揮しない、こういうふうなきらいがあるというふうに考えております。

地域の実態に応じて資金の造成がなされているかどうか、そして、もし仮にそれがなされていないというような場合には、本当にそこでは農家の需要にこの制度がこたえていないというふうに考えるわけでありすが、その場合、一体行政指導としてはどういうふうにいままで行政指導をしてきて、あるいは今後こういふふうな改良資金の積み立ての非常に少ない、本来農業県と思われてもつとつと積み上げなければならぬようなところであつたところがたゞさんあるわけでありすが、そういう県につきまして、この指導をどういうふうになされるおつもりなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○堀川政府委員 先生の御指摘は、資金枠の点にかかわっている問題というふうに考えるわけでございますが、これにつきましては、県の実情等を踏まえまして御要望が出てまいります、そういうものを検討したものを基礎にいたしまして資金枠を国の枠として設定をし、これをまた県に配分をするという形にしておるわけでございます。

技術導入資金等種目が決まっておる資金がございすけれども、その種目以外のものでも資金需要がある、しかも適当だといふものも地域の実情によつてはございすので、技術導入資金なら技術導入資金の枠の中でそういった特別の地域の実情に應ずる貸し付けができるように、いわゆる特認枠というものを設けておりますが、それが技術導

入資金の種目に挙げた事業の二割にいままで枠を標準としておさめておったわけでございます。これを五十二年度からは三割に引き上げるといふようなことで、さらに対応をやりやすくするといふようなことを工夫しておるわけでございます。

○神田委員 特認事業の問題につきましては後で御質問申し上げても、私が言つておりますのは、いわゆる本来農業県と言われるところで、たとへば北海道あたりで、国の方で十八億です、道の方で六億ちよつとですね、そういうふうなもの、そのまゝ地域から上がつてきたというものを、この制度そのものがうまく運用できない方では、この制度そのものがうまく運用できないんじゃないか。あのような膨大な土地でいろいろな農業のそういうふうな問題を抱えているところならば、もつとつと多くの改良資金が本当は造成されなければならぬ。そういうことについてどういう指導をなさっているかという質問をしていくわけでありすが。

○堀川政府委員 これは国の予算におきまして総枠を確保する、それを実態に合ったように枠を確保して、これを適切に県に配分をするという問題でございます。

それから、これは資金造成については御案内のように国が三分の二助成いたしまして、都道府県が二分の一出しているわけで、それを原資にして貸し付けるわけでございますので、都道府県側のそういう事情というものがかなり影響してくる問題があるかと思つておるわけでございます。

私も、総体の予算でとりました国の想定する枠がこなされない、著しくあきが出るというふうなことのないうちに地域の各都道府県別の配分等を工夫をいたしますとともに、必要に応じて国の予算枠を拡大をしていく、こういう考えで対処したいと思つておるわけでありすが。

○神田委員 それじゃ率直にお伺いをいたしますけれども、北海道の現在の状況は、それで農林省としては十分だ、適正であるというふうに考えておりますか。

○堀川政府委員 やはりそれにはいろいろの理由がございすが、ほかの県との相対関係で見た場合に、どうも私ももちよつと少ないんじゃないかという印象を持っております。

その理由の一つとしてしましては、県単関係で北海道特有のことをいろいろとこなししておられることが一つの理由であるかと思つております。

○神田委員 私は、この改良資金の造成がうまくいかないというものを補つていく一つの方向として、いわゆる特認事業の枠の拡大、便法と言つてはあれですけれども、これを現在使つていかなければならないのではないか、こういうふうな考えにしているわけでありすが。農林省が地域の農政、地域の特殊性というものを非常に大事にした、地域農業の振興を重視した政策をとつておりますから、この点からいへば、いわゆる特認事業の枠につきましてもこれをもつと大幅に引き上げて、そしてこの改良資金造成の消極的な県などにつきまして改良資金にかかわる農業に対する積極的な姿勢を導き出すような方向で、これをもう少し引き上げる考えがございせんかどうか。

○堀川政府委員 特認事業の扱いの問題は、実はいろいろ要請もございすが、しかしまたそれなりの問題もあるわけであり、ここ二年連続引き上げということになるわけでございます。なお実態をよく調査をし、かつまた先生の御指摘の点もよく考えまして対処してまいりたいと思つております。

○神田委員 この事業の貸付原資というのは大部分償還されているわけですね。したがしまして、二〇%から三〇%というふうな小規模の枠の拡大よりも、本当にこの地域農政というものを大事にしようというのなら、どうももう少しこの枠の拡大を図つていただきたいというふうに考えるわけでありすが、重ねて恐縮でございますが、いかがでございますか。

○堀川政府委員 今後真剣に検討してまいりたいと思つております。

○神田委員 次に、農業後継者の育成資金について

て御質問申し上げたいと思ひます。

現在、農村の青少年の就職が激減している、こういう状況は一体何が原因しているのか、政務次官に率直に、どうしてこういうふうな農家に青少年が住みつかなくなつてしまつたのか、ちよつとお伺ひしたいのです。

○羽田政府委員 先ほど来お答え申してまいつたところでございすが、やはり高度経済成長の中で、じつにならういふ農業をやるよりは、安易に収入を得られるこちらの方向というものを青年たちが近年わらわいと選んできたのではないかと、いふふうに思ひます。そういう中で後継者が不足しておるといふ面があるのではないかと、いふふうに思ひます。

○神田委員 私は、これは長期的に見まして、現在のような就職状況でありますと日本の農業は壊滅してしまうのではないかと、こういうふうな考えでおるわけでありすが。

〔今井委員長代理退席、菅波委員長代理着席〕

いわゆる食糧自給というものをこれだけ叫びながら、農村にこんな青年が住みつかない、こういう状況をこのまま放置しておくといふことは大変な問題だといふふうに思つておるわけでありすが、けれども、この問題につきましては同僚の稲富議員が後日詳しい御質問を申し上げるわけでございますので、私は政務次官の考えを聞くにとどめておきます。

いわゆる農業後継者育成資金の中の部門経営開始資金にしても、私はやはりこれもちよつと部門経営開始資金というふうな形で貸し付けるといふこと自体がほかの資金額に比べて非常に限度額が低い、枠を拡大するといふ話で恐縮でございますが、低いといふふうな考え方を持っているわけなんです。その辺のところはどういうふうにお考えでございますか。

○堀川政府委員 この部門経営開始資金は、その資金の貸し付けの性格をいたしまして、後継者が農業経営の将来の本格的な担当者として必要とな

昭和五十二年四月七日

るような技術や経営の方法の第一歩の段階を实地に経営をやってみるということと修得をする、そのためのいわば初度調弄的な資金の貸し付けという性格を持つておるわけでございます。したがいまして、その貸し付けの対象となるいわゆる経営の規模と申しますか学習の規模と申しますか、そ

れはそれだけで完結して農業経営としてひとり立ちできるというものを実は考えておらないわけでございます。そういうことによりまして、資金の限度もおのずから本格的な経営をするというときの資金需要に比べては低いわけでございます。しかし、実態に合わないというような声もございまして、今回二百万円を三百万円に、特認の場合には四百万円に上げたいということで予算を御審議願っておるわけでございます。

農業生活ができるというよりな、そういう農業を育てていただきたい。そのためにはこの制度を、本当にせつかくこまでなさったんですから、もう一歩踏み出して前向きのものにもう少しつくりかえていただきたい、こういうふうに考えているわけであります。

さらに、生活改善資金の問題につきましては、全般的に生活改善資金が非常に少ないというふうな私どもは考えているわけでありまして、その中でもたとえば住居利用方式改善資金などについてはこれをもっと積極的に活用させていくことがいわれる後継者の確保といいますが、新しく後継者のための家を建てたりするような形で利用させることによって、先ほど論議されました嫁さんの問題とか、そういうふうな問題もある程度の解決ができていくというふうな考えております。

こういうことと関連いたしましたして、今度は高懸者の生活資金が新設されました。私はこれは大変いい制度だというふうに思うのでありますけれども、ここで問題になりますのは、これは非常にいい制度ではあるけれども、これを実行に移すためには指導者をどういうふうにして育成していくのかという問題が第一番に出てくるのではないかと、いうふうに思います。

さらには、指導者をどういうふうに育成していくのかというのと同時に、今後こういうものを、いま四百グループ程度を予定しているようでありますけれども、どの程度こういう制度を拡大していった、そしてどういうことをやらせようとしているのか。非常に広範囲にわたりましたけれども、ひとつ簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

○堀川政府委員 高齢者の資金の問題でござい
ますが、これは高齢者ということに絡んだ農林省の
対策としてはすでにいろいろの対策が行われてお
ります。一例を言えば山村地域高齢者林産物栽培
園設置事業でありますとかその他でございます
が、私どもの改良資金で取り上げております高齢
者資金は、そういったハードな部分を含む助成事

業ということよりも、むしろ共同で高齢の方、お
おむね六十歳以上の高齢者グループというような
ものを想定しているわけでございますが、こうい
う方々が主として生産的な活動、たとえば言え
ばその地域の特産物づくりでありますとか、農産物
の加工でございますとか、民芸品の製作でござい
ますとか、そういったようなことを余暇と申しま

すかに共同でやっていただきまして、そうして生きがいをそこに持つというふうにすることがおのずから生活の改善につながっていく、それでえらい収益を上げるということは目的ではございませんが、そういうこととして考えております。それに必要ないわば器材費、資材費、調査のための費用というようなソフトウェア的な費用を対象にして考えてみたいと思っておるわけでございます。

したがって、そういうことをやっていくためには既存の施設を利用しながら進むということも非常に重要なことでございますし、先生の御指摘のようにいかに有能な指導者を獲得するかということも大変重要なお話でございます。私どもは生活改善普及事業には全面的に御支援を申し上げたいというふうに考えておるわけでございます。

○神田委員 以上、制度の資金の方の面からいろいろお話し申し上げましたが、これらはいずれも改良普及事業との連携を強化していかなければ解決のできない問題でございます。

続いて改良助長法の方の問題につきまして御質問を申し上げます。

まず最初に、農民研修教育施設を設置するといふことが出ております。原則として入学者を高卒者以上というふうな形で決めておられますが、現在でも高卒者の就農が非常に少ない中で、本当にここで言われている数字だけの人間を一体そこで確保できるのかどうかという大変むずかしい問題があるかと思うのであります。

〔菅波委員長代理退席、今井委員長代理着席〕

さらにはこの教育指導に当たる教師の問題であり、また、これを現在の普及員の定員の中

から充てることにしているのか。もしそういうふうなことになるすれば、従来でもすでに普及活動が非常に手薄になっている中でやはり相当の悪い影響を及ぼしていくというふうに考えているわけでありませうけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでございませうか。簡単に結構でございませうからお答え願います。

○堀川政府委員 私どもこの農民研修教育施設の体系的整備にこれから本格的に取り組むわけでございます。最初から所期の効果が簡単に出てくるようには思っておりません。かなりの難事業であるうと思っております。したがいまして、ある程度の期間はかかるかと思いますが、できるだけ高校卒程度の方が喜んでそこへ入所したい、定員をオーバーするというような事態が一刻も早く来るように折っておるわけでございます。

指導に当たる職員の方は、普及員をもつて充てることができるといふふうにしたわけでございまして、普及員の方でなくしてはならぬということではもちろん考えておりませんが、現実にもそういう施設にならうという予定のところでも普及員の資格を持つ方が相当数いらつしやるわけでございします。そういう方々の中の適当な方を今回の教育施設で普及員として指導に当たるといふことにされることはもちろん一向差し支えない、むしろそれは望ましいといふふうにも考えます。しかしその際に、やはり新しい研修機関の教育研修に当たる普及員として適切であるかということとはもう一遍新たな角度から見直しをしていただいてついでにいただくとすることが適当であらうかと思ひます。

○神田委員 私はいま普及員の定員が非常に少くないという問題、いわゆる定数の問題についてこれから二、三御質問を申し上げるわけであります。普及員の定数について、まず現在の定数の充足率から見ても、やめた者を補充してないというような状況があるわけでありまして、やめた者の充足がされてないということに對しましては農林省としてはどういふような行政指導をなさっているのか

か。さらには、いわゆる定数の割り当てそのものにつきまして、これをもう少し新しい基準を設けて適正な割り当てをすべきではないかというふうに私は考えているわけでありませうけれども、いまのような形で、本来の姿で本間に農民の要求しているものを行政に吸い上げることができているのか。そしてさらに、たとえばその割り当ての問題につきましては、全体を一〇〇とした場合、栃木県あたりでは話によりまして八〇ぐらゐの充足率だというように聞いておりますけれども、全国的に大体どの程度の割り当て数についての充足率があるか、その辺のところをひとつ御説明願いたいと思ふのであります。

○堀川政府委員 まず普及員の設置の問題は普及事業推進の基本でございますので、私も昨年そういう指導をやつてまいりましたけれども、五十一年度の一月二十八日付をもちまして通達を地方農政局長を通じて知事さんに出しまして、普及員の設置数の変更は普及活動に与える影響が大きい、普及職員の確保については特に配慮をしてください、農林省と都道府県が一層緊密な連携を図りながら推進するという角度から、その設置数を変更しようとする場合にはあらかじめ地方農政局長に御協議くださいということをお願いして、これから普及職員の設置数を変えるときには一々チェックをしたいというふうに思つておるわけでございます。

それから普及員の充足率の問題でございますが、これは五十年度の年度末におきます普及職員の配置状況でございますが、全体で一万二千五百七十八人でございます。それに対して予算上の定数は一万三千六百六十三人ということで、全体としてはかなりのギャップがあるということになっておるわけでございます。

○神田委員 そうしますと、かなり割り当てを下回っている県があるわけでございますね。

○堀川政府委員 そのとおりでございます。

○神田委員 こういう問題につきましてはどういうふうにお考えでございますか。

○堀川政府委員 これはなかなか強制するというわけにもまいりませんし、私もはぜひとも定数を充足してもらふようにお願いをしたいというところで、強く指導したかたはお願ひをするという態度で今後粘り強く接してまいりたいと思つております。

○神田委員 これが一番大事なところなんですね。やはりどうしてもお願いをしなごらという形にならざるを得ないのかもしれないけれども、もう少しこちらで割り当てであるのだから、その割り当てに満たない部分につきまして、何とかもつと強力に行政指導すべきではないかというふうに考えるわけでありませう。いわゆるオーバーステートとあるところもあるというふうな話もありませうけれども、とにかく割り当てより下回つてゐる方が多いぶん多いわけでありませうから、オーバーステートの分についてはまた違ふことで考えていけばいいのでありまして、ひとつそういう意味におきまして普及員の充足につきましてはひとつ強力に行政指導をすべきであるというふうにひとつお願いをいたしたいのであります。

○堀川政府委員 そういう態度でやつてまいりたいと思ひますし、また、関係の農家あるいは市町村等からそういう声が県当局によく届くように希望をいたしておるわけでございます。

○神田委員 さらに、五十二年度の予算定員にいたしまして、私は改良普及員の中で地域改良普及員の千九百五人、これが非常に少ないのではないかと考へ方を持つわけでありませう。どうしてそういうふうな考へ方を持つのかといふと、農家の一番の希望はもと普及員が巡回をしてきて、本間に自分たちの農業の身近な問題について相談に乗ってほしい、こういうふうな希望が非常に多いわけでありませうけれども、現在のようないういふ人数でありますと、実際に一週間に何回回られるのか。ある統計によりまして、一つの普及所で大体十九人ぐらゐで約九千戸近い家を生活改善全部含めまして見るといふような中で、本来

意図してつくられましたこの普及事業というものが実効のあるものになつてゐるのかどうか、非常に疑問があるわけでありませう。私はやはりそういうふうなことからいいますと、ここでもう少しこの普及員の数も地域普及員を中心としてふやしていく形の中で、本来の普及事業の目的を十分達せられるようにしていただきたいというふうに思ふのですが、簡単に結構でございますからお答え願ひたい。

○堀川政府委員 先生御案内のとおり、地域担当の改良普及員は相当広範な技術面あるいは経営面のことをこなさなければならぬという性格を持つております。新しい普及員を採用するに当たつておきまして、最近の専門を非常に深く専攻した方が多くて、一般の幅の広い普及力を持つた方が多く役に立つという方にはなつていないということもございませう。予算上は、一応の専門とそれから地域担当の枠というものはありますけれども、これは予算を取るための枠でございまして、実態は地域の実情に応じてやりなさいということも言つておきますから、そうしますと、そのギャップを埋めるのは、研修の充実等によりまして地域担当ができるような方ができるだけ育つということも一つの重要なことではないかと思ひます。今後総合的に考へてみたいと思ひます。

○神田委員 そういう中で一つ問題は、地域担当が非常に大きい地域になつてゐる。そして、いわゆる普及の指導を受ける農家が本間に限られた農家になつてしまつてゐる。これで一体日本の農業といふものを、技術的にもあるいは収益の面でも、本間にちゃんと指導ができるのかどうか。私は、兼業農家までも含めた形で普及員の事業といふものをこれから広げていかなければならぬのじゃないかというふうに考へてゐるわけでありませう。その点につきましては、後でまた問題にしていろいろと御意見を聞きたいと思つております。

次に、補助金を負担金に改めるということを機会にいたしまして、いわゆる事業費に対する都道府

府県の超過負担の問題、これも早急に是正を圖つていただきたい。そしてさらに、普及所の運営、経営費などにつきましては大変困窮している状況があるというふうに聞いておりますので、その点もあわせてひとつ是正をお願いしたいというふうに考へております。

最後に御質問申し上げますけれども、大変古い資料でございますが、昭和二十三年八月に農林次官通達で「この事業に従事する職員には供出割り当て、配給検査、取り締まり等の行政事務を担当させないようすること。改良普及員の勤務の重点は、農家に対する巡回訪問等の実施活動にあるので、週のうち五日程度は巡回指導にあたることとし」として、普及活動の重点をそういう形で示しております。いまこそこの原点に返りまして、農業基本法以来、いわゆる農業改善事業の始まつた時点から見ると、普及事業の指導が大きく変わつてきております。零細農家に対する切り捨て、そういうものではなくて、小さい農家に対してまでも、農家の私の経済あるいは生活、文化、そういうものに対しても非常に大事に、いわゆる普及事業の本来の精神に戻りまして事業を進めていただくことが、これからの日本の農業を本間に守つていくものだといふふうに考へてゐるわけでありまして、そういう原点に返りましてのお願ひを最後にしたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○羽田政府委員 先生から御指摘がございましたように、普及事業の果たした役割が大きいものではないかと考へたところから、いま新しく農村から要請されております問題について回答をしまして、本間に農民が誇りの持てるような普及の農政を進めるために、普及事業といふものが大きな役割を果たしてまいりますために、今後とも、先ほど来いろいろと御指摘がございました点を踏まえまして進めてまいりたいというふうに考へます。

○今井委員長代理 津川武一君。

○津川委員 すぐれた後継者を育成する、農村青少年に対して農業のいろいろな研修教育を施すための改善でありますので、私たちも賛成の立場から問題を少し進めてみます。

そこで第一の問題は、農業をする人、働く農民をどうするかという立場からの質問であります。いままで基本法農政だとか構造改善だとかいろいろやってまいりました。この中で選択的拡大をやるといって、酪農家は規模を拡大し、その結果は、いま背負い切れない借金であります。負債整理の立法をせよなどということが農民の心からの要求になっていきます。

またもう一つには、生産性の向上、このために機械化をする、これをやりました。農民は機械化のために貧乏、その借金を返すために、いま出かせぎをしております。その結果、農村は老人と婦人だけが多くなり、農村に来るお嫁さんもなかなかなくなつてまいりました。自民党政府のこれまでの農業政策は、こういう形でアメリカなどへの農業にはかなり奉仕した。大企業製の遠慮なしに農民に押しつけて、大企業が農民から吸い上げることができて、結局犠牲にされたのは農民でした。耕地も大切、機械もいじょう。生産性向上も悪くありません。米の限度数量を押しつけることもあり得るかもしれません。要は、農政の基本の一つは人間の幸せ、農業をする人たちが生き生きとして暮らせる、ここに一つの重点があります。働く農民が大切にされる、働く農民が幸せになる、働く農民に農業をする意欲が燃えてくる、そんな農政こそ本来の農政であります。この点、働く農民を大事にする、働く農民の幸せをつくる、こういう点で農政は根本的に見直さなければならぬと思いますが、いかがでございますか。

○羽田政府委員 今日までもそのつもりで政策を進めてきたところでございますけれども、ただいま先生からお話ございました御指摘、そのとおりでございます。やはり実際に農業に従事する人たちが農業にいそしむことに誇りを持てる、あ

るいはそこで生活することに非常に快適さを覚える、こういったものでなければ本当の農業は進まない、それと同時に、わが国の食糧も確保できないということでございます。後段の点についてはもうそのとおりでございます。

○津川委員 その点では一緒にやっていけると思っています。

そこで、この農業をやる働く農民が何を目標にしていけばいいのかという問題です。私の小学校の同級生で、同じ年です。篤農家のその人から、この間孫息子をどうするかで相談を受けた。私は、小学校はその人と同級生で、中学校、高等学校、大学に進んで、医学部を出てお医者さんになり、病院長をしている。そこであなまたみたいになるのだったら、おれは田畑を全部売り払って、この孫息子をそういう形でやろうか、これがその人の相談。ところが、しわくちゃん手を出して、このおれを見る、八反歩あったりリンゴ畑が、五十年働いてまだ八反歩、借金は残り、腰が曲がっている、同じような運命を子供には繰り返させたくない、農業してよかったと安心して極楽に行けるような境地で一生を終わりたい。おれには目標がなかった。六十年間同じことを苦勞してきて、残ったものは借金と腰曲がりだ。農林省の中で働いておる人は、農林省に入るときに農林省の係になって、やがて係長になり課長補佐、専門官、課長、部長、審議官、局長、よければ次官、とにかく農林省に職を奉じた人は、局長になるといつ一つの野心、目標がある。農業をやったときに何の目標があるか、どこに精魂を傾ければいいかということなんです。とにかくまじめにさえてやうければ係から係長、課長補佐というふうになつていく段階がある。農民にはどこにその段階があるのかと云うのです。二十代に二ヘクタール、三十代に三ヘクタール、四十代に四ヘクタール、こういう段階を踏めるような道があるのか。三十代にハウス園芸をやったが、五十、六十になつて子供が跡を継いでくれないと言ふからハウス園芸をやめていく。そういう点で、目標をどうしてくれる、目

標のある農業、一つの生きがいのある農業を。その人は、年いってるときに借金がなくて、息子がちゃんと跡を継いでくれている、そして安心していければそれでもいいんだが、そういう目標だけ与えてくれないかと言ふのです。農林省に職を奉ずると、やがて定年退職していつてもそこで生活の道があつて安心できる、借金はないだろう。農民にそういう一つの進んでいく段階、最終的な安心立命の境地のあるような農業、この点で何か考えなければいけないというわけなんです。私にも考えがないのです。農林省として何かこういうことを考えたことあるのか、こういうことで一つの検討をしてみる余地があると思ひますが、いかがでございますか。

○羽田政府委員 農業に従事する方がそういう気持ちで生産にいきしめるような農政というものを進めなければならぬことは、いま先生の御指摘のとおりでございます。ただ、いま先生のお話の中に、残ったのはただ借金と腰曲がりだけだということが一番の基本になつておりましたけれども、しかし、私どもがいろいろと施策をしていくに当たりまして、やはり借金というものは経営を圧迫しているという中で、今度の価格の問題に関連いたしました。そういう借金というものをできるだけ整理するというような施策もとおつておるところでございます。また、確かに地位とかなんとかというものはないが、しかし多くの方々はやはり自然と取り組みながら物を生み出していくという中に大きな生きがいと意気込みを持っていらつしやることも私どもたくさん知つておるわけでございます。いづれにしましても、ただ哲学的なことあるいは文学的なことだけではいかぬわけでございますので、できるだけ労働力というものを少しでも少なくしていく、それと同時に多くの収入を上げられるようなそういう生産基盤あるいはまた生活する基盤というものの充足、こういったことに対して役所としていろいろと施策を進めていかなければいけないというふうに考えます。

○津川委員 係から係長、課長補佐というふうな一つの前進がある。そこで、これからこの法律で育てていく農民にもそういう、きょうよりもあした、あしたよりもあさつてという希望の持てるような農政をひとつ本気でつくつてもらうように要求しながら進めていきます。

そこで、今度の法律改正で、その点から言つて農民の中で一番下層にあるのは中卒です。いま高校進学がぐんとふえてきた。そこで中卒の後継者はだんだん少なくなつたがまだ残っているんです。私たちの青森県で言つて百人ぐらゐる。その人たちはいろいろな悪い条件の中で高校に行けないで、中卒のまま農業に従うのです。とすれば教育、技術を授けることの重点が、われわれの政治の光がこの中卒者に当たらなければならぬ。ところが、青森県の計画にしろ秋田県の計画を見てもそうだ。これから農業者大学をつくる、この中卒を付属学院にするというのです。逆じゃないか。中卒が遠慮なしに、そこが中心になつて、この人たちの技術教育、この人たちの育成、これが基点でなければならぬ。こういう形の技術指導、教育、こういうことでなければならぬと思うのですが、この人たちをそういう形で引き上げてくれる方針かどうかということが一つ。とすれば、これからつくる農業者大学のカリキュラムもそこを中心に編成していくことが必要であると思ひます。この二点を答えていただきます。

○堀川政府委員 現状の農民の研修施設におきまして中卒の比率はまだまだある程度あるわけでございますが、年々数が少なくなり、また比率が減少をしていっているのも事実でございます。それからもう一つは、農業後継者で新規学卒で就農される方の中の高卒は、先ほど来御説明しておりますようにもう八割というふうになつておる。一方、農家の子弟の進学の状況等を調べてみますと、中学から高校に進学する率が私どもの調査では九〇%を超えておる。九四%というふうな数字もあるわけでございますが、そういうことになつてまいりますと、やはり私どもはこれから先の農

業を考えますときに、高校卒程度の学力を基礎に
してこなせるような農業ということも相当ウエー
トを置いて考えなければならぬというふうに考え
まして、今回体系的に整備するものは、おおむね
高卒程度の学力を有する者を主として対象とする
ところの農民研修施設であるというふうに考えて
おるわけでございます。

ただ、しかし、これに中卒の研修施設を併設す
るということを否定しておるわけでもございませ
んし、また中卒の方でも、一定の研修等を受ける
というようなことがありまして、この高卒程度の
学力を有する者と実質的に同じに扱ってよろしい
という認定ができるような方については、高卒の
方と一緒に研修を受けるということは十分考えら
れるわけでございますから、その辺は運営の問題
になってまいりますので、私どもやり方は十分工
夫をやってまいりたいというふうに考えてお
ります。

○津川委員 先ほども話したとおり、農業をする
人間の幸せをどうするかという事です。とすれ
ば、数からいけば高校卒と同じぐらいの学力があ
る人は多いが、現実には不利な条件のもとで中卒
して農業に入るこの人たちは、付随的に教育する
というんじやだめです。この教育を柱に据えてその
上に高校というこたなりいけれども、局長の言
うみたいは学力があつて追いつける者なら一緒に
やるというんじやなく、やはりこの中卒の人たち
プロパーに光を当てるものでなければならぬとい
思う。それは運営の問題ではなくして、この教育
研修の基本がそうだとということなんです。この点
は次官いかがでございますか。

○堀川政府委員 お言葉でございますけれども、
私どもも、現下の状況やこれから先の推移の見込み
等をも考えてこういう制度は考えていく必要がある
と思つておりますので、おおむね高校卒程度と
いうことを対象にしたものにしたい。ただし、中
卒を基本に置くということにつきましては、まず
中卒の研修施設を整備してからにしろというよう
な意味であれば、それはそういうことではないだ

ろう。私どもはあくまでも——まあ、ここは選択
の問題でございますから、国が助成をして力を入
れる協同農業普及事業の中に位置づけるものとし
ては、おおむね高卒程度の方を受け入れるものと
して整備するのが適当であるというふうに思つて
おるわけでございます。

なお、中卒のまま就農をできるだけ早くしたい
という希望を持っておられる、あるいはそういう
ふういろいろな条件からなつていく方といいま
すか、そういう方の研修施設といたしまして、こ
れは果のものではないかもしれませんが、先生御案内
の民間研修施設もいろいろあるわけでございます。
国が助成しているものもあるわけでございます。
中卒程度を対象にしてやっておる教育もあり
ますから、そういうところに極力ございせんす
と、中卒を軽んずるという意味ではございませ
んで、とにかくこの法律の体系の中にござい
り整備する基本は高卒程度を基本に置いていく
さりとて、それは中卒の方が研修を受けて農業に
就農するということを軽んずるという意味ではな
いというふうに御理解いただきたいと思います。

○津川委員 ほらほら化けの皮が出てきた。本体
が出てきた。それで、最低限今度の農業者大学
に、付属学院でいよ、中卒の人のためのカリキ
ュラムを組んで、そのための教科というものが行
われるような形に、最低限そこまではできない
か。このところを要求して、次に進みます。

○堀川政府委員 ただいまのところ国の方針とし
てそういうことにするということは考えておりま
せん。果の自主的判断で実情に応じてそういうこ
とをされることは結構であると思つております。
○津川委員 この点は後刻大臣にひとつ質問する
ことを保留しておいて、進めていきます。

勉強したいという意欲も非常に大きい。この婦人
をどうするかということ。私はこのことで、農業
後継者に婦人を軽んじているという質疑を一回や
つたことがありますが、いまは特に国際婦人年の問
題で行動計画ができて、総理が本部長になつてい
る。そこで、この行動計画の中には七十七項目に
わたる農村地域の女子青年と婦人のために総合的
または特別の訓練プログラムを進展させるべきだ
という項目がある。こういう項目の中で取り上げ
られて一つの問題は農村婦人の労働が過重過
ぎる、これを適正化せよ、二つ目には、農村婦人
の健康生活の維持と、その健康の増進、三つ目
は、農家生活の担い手であるので、農村婦人の家
庭管理の向上、それから農村婦人の自主的活動の
促進、四番目には、農村生活環境の改善の問題、五
つ目には、農村婦人の農業技術の向上とその改善
の問題、こういう問題が幾つかその七十七項目の
中に取り上げられております。そこで今度の法律
改正と関連して農林省は、この農村婦人の解放の
プログラム計画をどのようにつくって、どのよう
に実行していきますか、まずこのところをひとつ教
えていただきます。

○堀川政府委員 私ども農村の婦人問題というも
のは非常に重要な問題であるというふうに考えて
おります。政策的にこういう婦人問題に取り組む
ということはやはり農家生活の改善に直接携わつ
ておる改良普及事業の中でのことではないかなければ
ならない面が非常に大きいのではないかとこのう
に考えまして、生活改善事業の強化を図る、適
切な運営を図るという方向でやることを一つの基
本に据えておるわけでございます。

先生のおっしゃいましたような、農村では農家
の婦人の方の労働が少し重過ぎるんじゃないか、
そこから、これは婦人には限りませんけれども、
健康問題というのが非常に出てくるんじゃないか
か、特に農村婦人にそれが過重に出てきているよ
うな形になってきているんじゃないか。そういうこと
が出てまいっておりますので、私どもは、農家生

活改善の仕事の中で、できるだけ住みよい村づく
りと適切な運営管理のできる家庭を同時ににつく
ていくという目標を立てまして、生活改善事業の
中でも健康問題の問題、こういうことは特に力
を入れていくと同時に、生活環境の整備の問題に
も取り組んでいく。それからもう一つは農業と生
活とのかわり合いが非常に深いわけでございます
ので、特に労働の配分問題にはそれが強く出て
まいりますから、これは農業の改良普及の関係と
十分連携をとりながら農作業の合理化を図って
いくと同時に、それが生活に及んでくる面につ
いて、生活改善普及員の組織を動員して対応して
いく、いろいろの工夫をこらせばそこで改善でき
る、それがまた農業の生産の発展にもつながる、
そういうふうに循環、連関をしておりますので、
そういうことを基本に置いて生活改善普及事業を
進めてまいりたいと思つております。

○津川委員 花嫁さんが足りないという論議が久
しく前からされております。私は、農村における若い
婦人、未婚の婦人がこの農業者大学に入ったなら
ば、二年間の研修を受けて終わったならば、かな
り農村の花嫁として残ると思ひます。いままでも農
業後継者対策という婦人は道があるのだけれども、
農業者年金でいくと婦人は道があるのだけれども、
も、疎外されていく。この農業者大学では婦人は
差別しないでいよ、この点が一つ。そういう
点で、家庭の経済や、いろいろいま局長が話した
点で、特別にやはり婦人向けのカリキュラムをや
らなければならぬ。農村に行つてみた。借金の
ことも出た、土地改良のことも出た、農地拡大の
ことも出たけれども、農村婦人が一番大きな問題
にしたのは大根の、野菜の根こぶなんです。婦人
には婦人なりのそういう要求があるわけだ。そこ
いらの要求を中心にしてカリキュラムを組まなけ
ればならないと思つております。そこで、この農業
者大学の中では婦人を絶対に差別しないで、むしろ
花嫁不足を解消する意味合いも兼ねて、極端に
言うと、一〇〇%婦人ばかりでもいい、こまでも
も考えるわけですが、それはいいか、こまでも

昭和五十二年四月七日

ども。そこで、そういった家庭管理能力の向上だとか農村の生活環境の改善などというカリキュラムを当然組むべき必要があると思うのです。この点はいかがでございますか。

○堀川政府委員 先生のお話のとおり、農村の後継者は、婦人であるという男子であらうと区別はないわけでございます。ただカリキュラムの内容等は、やはり家庭の主婦という立場につくことを期待しつつ研修をするわけでございますから、先生のおっしゃるような項目は当然女子の研修生に對しては必要であるというふうに思っております。具体的には、カリキュラムの内容等を細かにもう少し検討して考えてみたいと思っております。

○津川委員 最後に改良普及員の仕事ですが、現地の改良普及員は本当によくがんばっております。私も、あの方たちの仕事には感心させられております。特に生活改良普及員、婦人の人たちは本當に食生活を忘れておやりになっている。私のところの弘前の農業改良普及所に行ってみたら、婦人が三人、本當によくやっています。ところが車が足りないんだ。きのうも局長が別の人の質問に話しているけれども、五十四年までに五人に一台なのを三人に一台というわけだけれども、これはかなり早める必要があると思う。生活改良普及員の女の人でも車を運転する人もあるけれども、どちらかというと、免許を持っている人はまだ少ない。そういう点でも車の配達は特別に必要であって、私は、生活改良普及員の方から先に回せと言うつもりはないけれども、そっちの方に一つの重点がいかなければならないのじゃないか、この点が質問の一つ。

もう一つは、本當に忙しい中でこの改良普及員たちは何をやっているかというと、近代化資金、自創資金、改良資金、稲作転換、こういうものの相談を受けている。これは当然相談に應じればいい。ところが、その手続をさせられている。いま神田委員がはしくも言っていたでしょう、本来の仕事はさせると。私たちもその点で法律を見て

みた。いまのこの法律の第十四条四項「改良普及員は農業改良普及所に属し、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。」いま一番改良普及員が困っているのは行政をやられていないこと。その行政が自創資金の手続、稲転のための手続。法律はそうじゃない。この点が非常に大事になつてきて、これは切り離すことができるかというのでないんだ。稲転のいろいろ世話して指導して、自創資金があると説明して、いざ手続をとったときにその専門家が構わなかったら、これもおかしいんだ。したがって、法律本来の目的を達成させるとすれば、定数削減はこの点でやっぱりやめなければならぬ。ふやさなければならぬ。現状のままだったら行政を切らなければならぬ。ところが先ほど話したとおり、稲転の説明してこういうことをやりなさいと言っていて、その手続をとらないのもこれまた不親切なんだ。現実に現場に行ってみると、一番の悩みがこれを聞かされる。何とかしてくれというわけなんです。どうしてくれませんか。

○堀川政府委員 行政と一口に言われましても、いろいろなことがあると思うわけでございます。金融などは、これは借り受け手が本来いろいろ書式の決まっておりますものに書き込みまして、そして出して行く。出していく過程で、経営の改善とか将来の作目の選定とかということにかかわって御相談をしたいということで普及員のところに参るのならばいいのでございますが、ところが書式は決まっておりますので書いていかかわからなくて、まごまごして結局普及員の方が手をかすというふうな形のことをおっしゃっておられるのではないかと思いますので、そういうことがないとは私は申し上げません。それから稲転のいろいろの事務、これは市町村系統を通じてやるということより行政のルートを通じてやるのが決まりになつておるわけでございますが、これも転換する作目をどういうものを選んだらいいかということの御相談に應ずるのは、これは私は普及員本来の

仕事であり機能であらうというふうに思っておりますので、先生のおっしゃいますお気持ちもわからぬではないわけでございますが、一概に行政ばかりに振り回されておるといふふうに断じ去るのもいかがかという面もあるわけでございます。私も、できるだけ農家の個々のところを本當に回って、技術なり経営の指導ができるという、先ほど先生のお説になりました法律の趣旨、こういうものができるだけ完結できるというように、方向として私はそういうことだろうと思っております。

そういうことで、定員削減ということもございしますが、実際に置く人間を減らすのは、いまでも定員と実員との差はあるわけでございますから、そういうことも考えてできるだけ努力をしてみたい。あるいはまた、機動力の整備もさっきお話がございましたが、五十四年と先日申し上げましたのはちよつと年次を間違えておりまして、五十六年が農業関係、五十五年が生活改善の関係ということになっておりますが、要するにできるだけ機動力を充実する等、あるいは普及機材の問題もございします。総体的に普及活動の質が落ちないようにはやってみようというふうに考えております。

○津川委員 これで終わりますが、私いつもお世話になつて弘前の普及所は二十人からいる。ここで行政のために一人半から二人くらいとられている。そう多いわけでもないけれども、その上に今度は人員削減なんだ。したがって、いま言われたように本来の行政は行政の方にやらして、法律の規定どおりに仕事ができるような形に指導も援助もするべし、国政をそこに持っていくことを要求して、質問を終わります。

○今井委員長代理 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和五十二年四月十五日印刷

昭和五十二年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局